監獄協會雜誌

第參拾四卷
第參號

目要

□少年法に就いて……法學博士 谷田三郎
□知能低格者の一表徴……文學士 寺田精一
□刑事人類學の基礎……敎誨師 勝水淳行
□支那人の對外思想に就て……東大助敎授 箭内亙
□佛、白、獨、墺、米に於ける刑事事業の近況……谷田生

日本法政新誌

第十八卷　第二號

—(第百八十九號)—

論說

同圓異中心主義(接前號)……文學博士　吉田靜致
道德生活ニ於ケル快樂ノ位置……文學士　佐々木英夫
建物保護法ト賃借權トノ關係……辯護士　小野村胤敏
取消ノ效果ヲ論ス……辯護士　花村四郎

講演

都市計劃ニ就テ……前內務省都市計劃課長　前田多門
國際聯盟とは何ぞ(接前號)……外務省參事官　杉村陽太郎

海外近況

○無策の英首相○恐ろしき「コーク」市の一夜
○英國飛行界椿事～今後の海軍○道路の改良……門外漢

寄書

一特殊部落ノ社會相……社會科學生　淺野研眞
物權的意思表示ヲ論ス……法律科學生　藪中隆

國家試驗模範答案

判事檢事登用試驗答案……及第者　角田俊次郎
漫錄　溫故叢談……栽培經濟論……藤郎生
雜錄　(◎高等學校高等科教員試驗問題◎借家借地及少年法案◎社會政策三法案◎選舉權制限撤廢運動◎佛教徒大會◎東京居住の外國人數調◎留學生出發◎濱松支部整會式◎社會問題地方講演會記事◎高等研究科記事◎鞍友會懸賞討論會◎愛知縣出身學生新年會の活動◎特別研究室◎大會新年會◎犬養氏送別會◎各科授業終了期◎會員消息◎會費領收報告)
日本大學學記事

神田區三崎町日本大學內

日本法政學會發行

(定價一冊金四拾錢郵稅金壹錢五厘)

第參拾四卷第參號目次

論說

少年法について……法學博士　谷田三郎……(一)
短期自由刑に對する實際的考察……典獄　赤塚源二郎……(二五)

講演

支那人の對外思想に就て……東京帝大助教授　箭內互……(三一)
世論一叢……(四一)

研究

環境の研究……文學士　佐々木英夫……(四四)
東洋に於ける赦宥思想の研究……教諭兼講師　武田慧宏……(五〇)
刑事人類學の基礎……日本大學講師　勝水淳行……(五六)
知能低格者の一表徵……文學士　寺田精一……(六〇)

雜俎

刑事陪審官の心理……典獄 寺崎勝治…(七一)
不得要領誌……五羊生…(七四)
受刑者よりの反響……河野東雞…(七五)
理窟ぢ人情
指紋原紙分類檢査成績に就て……司法省指紋部 藤井藤藏…(七六)

海外時報

佛、白、獨、墺、米に於ける刑事事業の近況……谷田生…(八三)

談話室

馬鹿にする態度を改めよ……典獄 有馬四郎助…(九一)
隨感隨記……中老吏…(九四)
彙報……巡査看守退隱並扶助料の件等
會報……茶話會情況等
叙任……小笠原圓齋己下
新刊紹介……穗積博士「法理學大綱」

監獄協會雜誌　第三十四卷第三號

論說

少年法に就て

司法省監獄局長
法學博士　谷田三郎

三　保護處分

一　保護處分の意義

我少年法案は舊來刑事政策の骨髓となつて居た鎭壓主義と刑罰主義の觀念を捨て、豫防主義と保全主義の新思想を攝取したものであることは私が前章に於て說明した所であります。本法案に於て此新思想を採用した結果、新に生れたのが保護處分である、保護處分とは刑事處分に對して與へられた名稱で、之に定義を下せば、略ぼ次の樣なものになるであらうと考へる。

保護處分とは少年犯罪を豫防救治する目的を以て、國家が犯罪少年竝に準犯罪少年

に對して施行する敎導監護の措置を謂ふ

右の定義は固より洗練を經ざる未熟のものであるが、此中に摘示してある「少年犯罪を豫防救治する目的」と「指導監護の措置」の二點が保護處分の特性を形成する要件で刑事處分と異なる所以は此に存するのであるから、以下右の二點を標目として刑事處分と對照的に保護處分の性質を述べやうと思ふ。

十九世紀以降、時勢の變遷に連れて刑事政策に於ける復讐應報の觀念が次第に薄らいで來たと同時に、特別豫防の趣意に基く所の「犯人の改善」が愈々重要視せらるるやうになつたことは明かであるが、然かも刑事處分殊に刑罰の本義に關する一般の思想——社會民心の要求、政治家の着想は依然として應報主義の觀念に覆はれて居ることも亦た爭ふべからざる所である。而して其思想に依れば、刑事處分なるものは元と世の中に露はれた犯罪事件の跡始末を付ける爲に執る所の措置であつて、刑罰の本來の意義は犯罪行爲に對する法律上の制裁である、即ち既成の犯罪を糺正し、犯人を成敗するのが第一の目的で未發の犯罪を豫防し、犯人の改善を圖るのは從たる第二の作用である。斯樣に考へるのが現時尙ほ一般に行はれて居る見解で、最新の刑事思想を代表すると稱せられつゝある我國の刑法と雖も此見解から全く離脫することが出來なかつたのである。然るに我少年法案の保護處分は少年犯罪の豫防救治を以て唯一の目的と爲し、少年の敎導監護を以

て保護の本義と爲すものである。刑事處分と保護處分との間に上の如き差異の存する爲め下の如き結果が現はれて來る、即ち刑事處分に於ては主として犯罪行爲に着眼し、犯人の性情や境遇は從たる參考材料として觀察するに過ぎないが、保護處分に於ては其反對に主として少年其人の性情及境遇に着眼し、犯罪行爲の體樣は從たる參考材料と爲すに過ぎぬ、刑事處分は犯罪行爲に對する制裁として當然犯人に對する問責懲戒の趣意を包含して居るのであるが保護處分は斯樣な趣意を包含せず、專ら敎訓愛護を旨として居る。又刑罰は之を受ける者に對して必然痛苦を與ふべき任務を帶びて居るのであるが、保護は斯樣な任務を帶びざるのみか反て少年の苦痛を除くことを期して居る。以上は獨り準犯罪少年に對する保護處分ばかりでなく、犯罪少年に對する保護處分にも共通の性質である。尤も保護處分を受けた爲めに、本人が苦痛を感じ、刑罰の問責懲戒と同樣の結果を見る事は實際上免がれざる所であらうが、夫れは全く偶生的副作用で、保護處分本來の趣旨ではない。但犯罪少年に對して保護處分を爲した場合には本法案第六十三條に「第四條ノ處分ヲ受ケタル少年ニ對シテハ審判ヲ經タル事件又ハ之ヨリ輕キ刑ニ該ルヘキ事件ニシテ處分前ニ犯シタルモノニ付刑事訴追ヲ爲スコトヲ得ス」と在りて、少年の犯罪事件につき起訴權の行使を廢罷することになつて居る。此規定を一見すれば、保護處分は刑罰の代りとなつて犯罪事件の跡始末を付けるもので、取りも直さず犯罪行爲に

一對する制裁たる性質をも具有するが如く思はれぬでもないが、本法案第六十三條の規定は保全主義及實用主義の立場から觀察した結果、保護處分を施した上に尙刑事訴追をすると云ふ事は少年の爲にも社會のためにも、害あつて益なしと認め刑事處分は之を打切にすると云ふ趣意に出たもので、此規定あるが故に、保護處分を以て刑罰に代る所の制裁であると謂ふことは出來ないのである、之を要するに、保護處分は犯罪行爲に對する權力的制裁に非ずして少年其人に對する溫情的救治である。問責懲戒の具に非ずして敎導監護の手當である。換言すれば個人救治の手段に依る犯罪豫防法である。

二　保護處分の種類

我少年法案は九種類の保護處分を定め、之を第四條に列記して居る。左に揭ぐるものが夫れである。

(1) 訓誡を加ふること
(2) 學校長の訓誡に委すること
(3) 書面を以て改心の誓約を爲さしむること
(4) 條件を附して保護者に引渡すこと
(5) 寺院、敎會、保護團體又は適當なる者に委託すること
(6) 少年保護司の觀察に付すること

(7) 感化院に送致すること
(8) 矯正院に送致すること
(9) 病院に送致又は委託すること

右の中、第二號に「學校長」とあるは本人の在學する學校の長を謂ひ、第四號の「保護者」とは事實上本人の身柄を監護して居る者を謂ひ、第五號の「寺院」は佛敎の寺院、「敎會」は基督敎の敎會、「保護團體」は少年の保護を目的として作られた會を謂ふ。第六號の「少年保護司」は本法案第十八條に依り少年審判所の機關として新に置かるる職員であつて、「觀察」とは指導監督の意味である。第七號の「感化院」とは現に存在する感化院及び將來感化法に依りて設立せらるる感化院を指すのである。第八號の「矯正院」は本法案並に矯正院法に依て新に設置せらるべき國立の少年敎養所であつて、矯正院法案第一條に依れば「刑罰法令に觸るゝ行爲を爲し、又は刑罰法令に觸るゝ行爲を爲す虞ある十二歲以上の性狀特に不良なる者を收容する所」である。第九號の「病院」には官立私立の各種病院を包括せしむる趣意である。次に「委託」と「送致」との區別を一言致して置く。「委託」とは法律上本人を引取る義務のない者と合意の上其者に身柄を預ける事を謂ひ、「送致」とは法律上引取の義務ある者に送り付ける事を謂ふ。病院には法律上引取の義務ある者と其義務のない者との二種類があるから、第九號には「送致又は委託」と併記した譯である。

以上は法文の語辭を釋明したに過ぎないのであるが、前に揭げた第一號乃至第九號の保護處分を一括して觀察するときは、之に就て色々な分類を試みることが出來る。卽ち保護の實質から分類すれば、指導保護(一號乃至四號)委託保護(五號)監督保護(六號)收容保護(七號乃至九號)となり。保護處分の趣旨を實施する主體の上から分類すれば、國家的保護(一號、二號、六號乃至九號、但二號、七號乃至九號に付ては國立の機關に依て保護を實施する場合に限る)社會的保護(五號、七號、九號、但七號及び九號に付ては私立の感化院又は病院に送致又は委託する場合に限る)個人的自助(三號、四號)となり。被保護者本人の所在の上から分類すれば、院內保護(七號乃至九號)と院外保護(一號乃至六號)となり。保護處分を實施する時の上から分類すれば、一時的保護(一號乃至四號)と繼續的保護(五號乃至九號)となる。右の外尙ほ種々の分類を想像することが出來るであらうが、各種の保護處分は何れも前に述べた豫防救治保護敎養、個別處遇、社會連帶等の觀念に基き、歐米各國の實例を參酌して選擇した所のものである。然るに世間には本法案の保護處分に對して異議を唱へる向が少くない。或は訓誡の如きは全然無效なりと言ひ、或は寺院敎會の委託するが如きは不適當なりと言ひ、又或は所謂院外保護は法文を以て個別的に列擧すべき限りのものでないと主張する。其他樣々の異論はあるが、中に就て最も喧しいのが矯正院反對論である。仍て私は之に對して一應の辨明を致して置かうと思ふ。

矯正院反對論には二樣の論旨がある。其の一は矯正院無用論て、他の一は非司法所管論てある。矯正院無用論に曰く。我國には夙に感化法に依る感化院があつて、不良少年犯罪少年の保護敎育を實施して居るのであるから、此外に尙ほ矯正院なるものを設けるのは屋上屋を架する所以てある。矯正院法案には、矯正院は十二歲以上の性狀特に不良なる者を收容することが出來ない譯はない。現に國立感化院は此種の者を收容する爲に設られたものてあるのみならず、國立感化院の施設が尙ほ不十分てあると認めるならば、感化院法に依ていくらても其施設を充實することが出來るのてあるから、感化院の外別に矯正院なるものを新設する必要はない。是が矯正院無用論の要領てある。此論に對する本法案の辨明は左の趣旨に歸着する。曰く。矯正院に於ても感化院に於けると同樣、保護の觀念の下に少年を敎養せんとするもので、此點に於ては二者毫も異なる所はない。併しながら感化院に收容する少年は普通一般の不良少年てあるが、矯正院に收容する少年は(一)十二歲以上にして(二)性狀特に不良なる者に限られてある。所謂性狀特に不良なる者とは墮落の程度特に甚しき者、犯罪的傾向の特に强烈なる者、常習的に乞食を爲し、又は繼續的放浪狀態に在て家庭の情誼を解せざる者などを指すのてある。若しも此種の特殊不良少年と普通一般の不良少年とを同居せしめた

ならば、後者は忽ち前者の爲に惡化せられ、益々不良性を增進するは必然の結果であるから、此二者は決して同一の場所に雜居せしむることを許さない。茲に於てか普通一般の不良少年を收容する感化院の外に比較的年長て然かも危險性の最も甚しい不良少年を收容する矯正院を設立する必要が起るのである。加之所謂特殊不良少年は到底長く感化院に留め置くことの出來ない性質の者である。何となれば現時の感化院は家庭組織を經とし、學校制度を緯として組み立てた施設である。少くとも我國に於ける感化院は家庭學校式を採つて、絕對に拘禁場的の臭味を避け、戒護檢束等逃走を防ぐに必要な施設は一切之を用ひず、只管理者の人格と家庭の溫情とを以て感化改善の實を擧げんことに努めて居る。然るに所謂特殊不良少年は前述の如く不良性最も强く且つ家庭の情味を解せざる放浪性の者であるから如何に溫情を以て待遇されても、家庭の窮屈に堪え兼て、入院後間もなく逃走して仕舞ふのが常である。此點から考ふれば感化院の外に別個の收容所を置き、此には逃走を防止する施設を具へ、家族生活以上の紀律的方式の下に特殊不良少年の惡性を矯正すべき必要の存することは誠に明白ではあるまいか。矯正院無用論者は特殊不良少年が同輩を惡化し且つ自ら逃走するのを防ぐ爲に戒護檢束の持別施設が入用てあれば、感化院に其施設を追加すれば宜しいので、必ずしも別種の收容所を置くには及ばぬ譯であると主張するが、此主張に從て感化院に右等の施設を追加するとになれば、感化院の本領たる家庭組織は之が爲に破壞せられ、感化院は茲に其性質を一變して最早感化院たる資格を失ふと同時に、新なる別種の收容所が現はれて來る。夫れが取りも直さず矯正院である。又無用論者は不良性の强弱と言ひ、持別施設の有無と言ふが如きは程度の問題で、性質若くは種類の問題ではないと論ずるが、此場合に於ては程度問題が一轉して性質問題となつて居るのである。諸外國の事例に照して見ても、不良少年の敎養所には普通一般の不良少年を收容する施設と特殊不良少年を收容する施設との別がある。佛蘭西では不良少年の敎養所 établissement d'éducation correctionnelle に(1) écoles de réforme (11) colonies pénitentiaires (111) colonies correctionnelles の三種類あつて、第一種は十二歲未滿の者を收容し、第二種は比較的不良性の輕微なる者を收容し、第三種は不良性が强烈て二年以上留置すべき者を收容することになつて居る。獨逸では不良少年の敎養所を Korrectionshaus と總稱して居るが、十二歲未滿の者を收容する施設と、十二歲以上の者を收容する施設とは實際上自ら別異されてある。而して通常前者を Erziehungsanstalt と呼び後者を Besserungsanstalt と稱へる。又少年制度の本場たる英國では industrial school と Reformatory school の二種類あつて、前者は十二歲未滿の者を、後者は十二歲以上十六歲未滿の性狀持に不良なる者を收容することになつて居る。我舊刑法第七十九條第八十條は佛白刑法の例に倣ひ、罪を犯す時十二歲に滿たさる者竝に十二歲以上十六歲未滿にして是非の辨別

なき者は懲治場 Maison de Correction に留置することを得と規定し監獄則第一條は懲治場を以て監獄の一種と認め監獄官吏をして之を管理した爲め殆んど普通監獄と選ぶ所がなかつた。然るに歐米の新思想が輸入せられ少年は飽迄も温情を以て感化教養すべきもので絶對に刑罰的處遇を避けねばならぬと云ふ思想が盛に鼓吹せられた結果明治三十七八年頃から四十年頃迄の間には二三の懲治場で頗る解放的な家庭學校制度を採用し非常にハイカラな處遇法を實行して見たが其成績は如何であつたかと言へば惡質の少年は散々同輩を惡化した上平氣で逃げて行く——當時の管理者は之を無斷退場と稱して默過して居た——而して段々大きな惡黨になつて社會を騒がす。逃げ出さないで懲治場に殘りて居る者は西洋音樂や舞踏などの甘過ぎた仕付に馴れて世智辛い浮世の荒浪を押し切て行く意氣地がなくなり之れ亦退場後間もなく監獄に舞ひ戻て來る。斯樣な有樣で懲治場に於ける感化主義は全く失敗に終つたのである。是に於て乎懲治場の代用物を提供すべき任務を有する少年法案は内外の事例と經驗に鑑み兩院併立主義を採り十二歳以上にして性情特に不良なる者は矯正院に收容することに定めた次第である此點から見れば矯正院は根本から改造せられた懲治場であると謂ふことも出來るのである。以上述べた事由の外に今一つ感化院以外に特別の收容所を設けねばならぬ必要を認めたのである。夫は少年刑事被告人を收容する特別拘置監が出來るまでの

間當分矯正院を以て之に充てやうと云ふ考である。元來少年刑事制度を完成して其效用を全ふせしむるには保護處分を設け少年審判所を置き刑法刑事訴訟法を改めた丈けでは未だ十分であると謂ふことは出來ぬ。此以上尚ほ少年に對する警察の取扱竝に刑事被告人として檢擧せられた少年が警察留置場又は普通監獄の拘置監に勾留せられて居る中に他囚から惡感化を受ける害は普通の既決監に於て受ける害よりも寧ろ激甚てあることは專門家の齊しく認むる所てある。夫れ故に米國に於ては detention home 英國に於ては place of detention と稱へ少年の刑事被告人のみを收容する特別拘禁所を設けて居る。我國に於ても少年法を制定する以上は是非とも此特別拘禁所を新設せねばならぬのであるが少年審判所や矯正院を新設する爲め只さへ莫大の經費を要するのであるから此上更に少なからぬ費用を要求する特別拘禁所を同時に設置すると云ふ事は我國現下の財政上到底行はれる見込なく强て之を主張するに於ては少年法の新計畫が全部丸潰になる虞がある。そこて少年法の立案者は遺憾ながら特別拘禁所の設置は之を他日に讓り當分の内は矯正院を以て特別拘禁所に充て當該官憲が已むを得ずして少年を拘禁する場合には本法に規定した假處分に依て少年を矯正院に留置し以て成るべく警察留置場又は普通の拘置監に勾留することないやうに苦心した。本法案第六十六條第三十七

條矯正院法案第四條の規定は如上の趣旨に出たものである。次に矯正院反對論の第二爭點たる非司法所管論に就て辨明を致して置きます。所謂非司法所管論の要旨は、假りに感化院の外に矯正院を設置する必要があるとしても、矯正院は保護機關たる性質上感化院と同じく內務省の所管であらねばならぬ。然るに矯正院法案第八條は之を刑事々務を掌る司法大臣の管理に屬せしめて居る。此の如きは監督官廳の系統を亂り、事業の統一と連絡を妨げるのみならず、實際上矯正院をして溫情的敎養機關たる特質を失却せしめ、威壓的刑罰機關に變性せしむる虞があると云ふに在る。則ち非司法所管論の第一の理由とする所は矯正院は保護機關なるが故に性質上當然內務所管たるべきものであると主張するのであるが、保護機關たる性質の如何なる廉が當然內務所管たることを要求し、司法所管たることを拒否するのである乎。矯正院は一種の敎育機關であるからだと言ふか。然らば何故に文部所管としないのか。矯正院の仕事は一種の救濟事業であるからだと言ふか。免囚保護の如き社會的救濟事業が司法所管になつて居るではないか。矯正院の事務は所謂司法行政の範圍に屬しないがらだと言ふか。監獄事業の如き純然たる行政事務か司法所管に屬して居るのはどうしたものか。感化院が內務所管であるから之との權衡上內務所管に屬せしめねばならぬのだと言ふか。感化院と矯正院との間には前に述べた性質上の差異が存在するのみならず、感化院が內務所管に屬して

居るのは斯樣な譯があるからだ。卽ち我國の感化事業は本と刑事政策の立場から出た國家的犯罪豫防事業ではなくて、一種の社會的慈善救濟事業であつた。今でも感化院は國立のものが唯た一個所あるばかりで、他は皆な府縣立若は私立の救濟機關である。此の如く社會的慈善救濟事業である以上は感化院が內務所管に屬して居るのは當然であると謂はねばならぬ。然るに矯正院は刑事政策を遂行する爲に造つた國家的機關である。素より矯正院に於ても感化院に於けると同樣、溫情主義に依て少年を保護敎養するには相違ないが、其之を爲す所以は單なる慈善救濟の趣旨に出たのではなく、少年犯罪の發生を防遏せんとする主意卽ち刑事政策の要求に出て居るのである。換言すれば、矯正院に於ける保護敎養は刑事政策上の犯罪防遏手段である。舊時の刑事政策は少年犯罪に對しても鎭壓主義を採り刑罰を以て唯一の犯罪防遏方法と看做して居たが、近時の刑事政策は鎭壓主義を去て豫防主義に就き、刑罰を捨て保護敎養を採り、之を以て犯罪防遏の最要方法となすに至つた結果、本法案の保護處分が創定せられ、保護方法の一として矯正院を設くるに至つた次第は私が旣に說明した所である。併しながら世間には近時の刑事政策に如上の變更が生じて來た事を知らずして、今仍ほ刑事政策と云へば警察、裁判、監獄など刑罰に關する事柄のみを意味し、社會的敎育的の事項は總て刑事政策の干與すべき限りてないものの如く誤解して居る人が澤山ある。是れ矯正院非司法所管論の起

る重もな事由てあるが、現今の刑事政策は以前の夫とは大に相違し、舊來社會事業又は慈善救濟事業と稱せられて居た仕事を其手段方法とするに至つたこと、矯正院は新しい刑事政策の觀念に基て創定せられた犯罪防遏機關てあると云ふことが理解せらるるならば敢て司法所管を拒まぬてあらうと思はれる。何となれば刑事政策に直屬する事業が司法所管てあることは殆んど爭のない所てあるからてある。現に監獄事業や免囚保護事業などは元と內務所管てあつたが刑事政策の關係事項てあるといふ理由て、司法部に所管換をしたてはないか。感化院も之を國家的犯罪防遏機關として觀察するときは、寧ろ司法所管に移すが理論上至當てあると思ふが、我國の感化院は最初から內務所管になつて居る。此歷史は尊重に値する。夫のブロイセン國では古から監獄の所管が內務と司法の兩屬になつて居る。斯樣な事は單純な理論の上から言へば何とも辯解の仕樣がないが、歷史は尊重せられねばならぬと云ふ理由の下に二年前迄其儘に成て居た。然るに實際の成績を見れば、監獄が兩屬になつて居る爲に、双方互に競爭して事業の改良刷新に努力する。其結果一系統の下に監獄を經營して居る國よりも、遙かに良好な成績を擧げて居た。其樣な事例もあるから強て理論に拘泥して感化院及矯正院を同一系統の下に置く必要はないてあらう。右は非司法所管論の第一論旨に對する辯明てあるが、其第二の論旨は司法部の如き權力的アトモスフェアの內ては溫情的敎養を試みても事實上

到底成功の見込がないと云ふに歸着する。成程、現時の裁判所又は監獄內て現時の裁判官や監獄官が本務の片手間に矯正院を經營するものとすれば、右樣な非難も起るてあらうが、矯正院は申すまてもなく、裁判所や監獄とは全然異つた場所に設け、少年の保護敎養に最も堪能な人を選んて其事務を管理せしめるのてあるから、今迄の司法部が溫情的てないからと云ふ理由に依て、直に不成功を豫言するのは早計てはあるまいか。畢竟成績の擧ると擧らざるとは所管の問題てはなくて、管理者の人物問題てある。所管が內務てあればとて管理者其宜しきを得ざれば成績の擧る譯はなく、其反對に司法所管てあればとて適當な管理者を得れば其成績は必ず擧がつて來なければならぬ筈てある。試に問ふ。從來感化院は內務所管てあるが、其成績は必ずしも常に良好と稱することが出來るてあらうか。又免囚保護事業は內務所管から司法所管に移されたものてあるが、之れが爲に、其成績が著く不良になつたと斷言することが出來るてあらうか。私は繰り返して曰ふ。實際の成績如何は所管の問題に非ずして、人物の問題てあると。尙ほ最後に一言を附加して置き度い事がある。夫は私が前に述べた通り本法案は嘗分の內矯正院をして少年刑事被告人を收容する特別拘禁所の任務を行はしむることを期待して居る。此事が實行せらるる以上は矯正院の監督は此點より觀るも司法部て擔當せねばならぬことになるのてある。

以上矯正院反對論に對する辯明は長きに過ぎる嫌はあるが、此論は本法案に對する非難の中で最も重なるものであるから冗漫を厭はず、立法の趣旨を說明した次第である。

三　保護處分の適用

本法案に揭げられてある一號から九號までの保護方法は刑罰と異つて其何れが重く何れが輕きかは定められて居ないが、九號の病院送致を除く外、一號より二號、二號より三號と號を追て段々重くなつて居る。卽ち法文揭載の順位は處分の輕重の程度を示して居るものと解して差支はないのである。次に保護處分の本義は所謂個別處遇の趣旨に則り個々の場合に於ける實際の必要に應じて最も適切な保護方法を施用するに在るのであつて、如何なる場合には如何なる處分を爲すべしと云ふが如きことは素より法文の上に示されて居ないが第一號乃至第三號は不良性の未だ微弱な者に適用すべきものであることは言ふまでもない。又保護者の手許で改善の效の擧がる見込が立つ以上は、成るべく其手許に差置くこととし、保護者の全くない場合か、又はあつても其手許では到底改善の實を擧げる見込のない場合に限り第七號第八號を適用するのが本法案の精神である。感化法と矯正院の適用上の差異は前に詳論したから、茲に再演せぬ。夫れから又た個別處遇の趣旨を貫徹するには成るべく保護方法の種類を多くして處分の適實を計る必要があるから、本案は第四條第二項に於て「前項各號ノ處分ハ適宜併セテ之ヲ爲スヲ

トヲ得」と規定し、二以上の保護方法を併用することを認めた。此規定に依て少年審判官は本人をして改心の誓約書を差出させた上、條件を附して保護者に引渡し、尙ほ少年保護司の觀察に付する處分をも爲すことが出來るのである。一度、一號乃至四號の一時的處分を爲した後でも、少年の不良行爲が改まらぬ爲に、更に保護處分を施すの必要を認めた場合には新に手續を開いて再び處分を爲すことが出來る。繼續的處分に付ては第五條の明文を以て「前條第一項第五號乃至第九號ノ處分ハ二十三歲ニ至ル迄其ノ執行ヲ繼續シ又ハ其ノ執行ノ繼續中何時ニテモ之ヲ取消シ若ハ變更スルコトヲ得」と規定してある。此規定があるから必要の場合には二十三歲迄處分の執行を繼續し、而して例之一旦感化院入りを命じた後、之を改めて矯正院に入代へ、又た始に病院に送つた少年を保護者に引渡して保護司の觀察に付し、又或は少年保護司の觀察に付する處分を取消して保護を解除するといふやうな命令が出來る。保護處分の適用は此の如く屈伸自在になつて居るのである。偖て何故に二十三歲を以て限界としたかと言ふに、保護處分に依る特別處遇は或る時期を以て打切らなくてはならぬ。其時期は或は二十歲と曰ひ、或は二十五歲と曰ひ、其他色々に考へることは出來るが、十八歲を過ぎてから尙ほ五個年の間處分を繼續する餘裕が存してあれば、どんな場合でも、大概其要求を充たすに足るであらう。二十三歲迄特別敎養を施して、夫れでも仍ほ十分な效が見えない場合には、

保護處分に依る特別處遇は此處て打切りにして他に適當な方法を講ずるが宜しいと云ふ考てある。

右の外、保護處分の適用に就ては次の二點に於て外國の立法例と異る所があるから、參考の爲に申述て置かうと思ふ。一は少年保護司の觀察に付する處分に關する事て、今一は感化院矯正院送致に關する事柄てある。少年保護司の本國たる亞米利加ては少年を保護者に引渡した場合には必ず少年保護司の觀察に付することになつて居る。我法案ては此場合に於て少年保護司の觀察は要條件ではなく、止た第四條第二項の適用に依て併用し得るに過ぎない。又た亞米利加ては刑の執行猶豫を受け又は不定期刑の執行中誓約の上假出獄を許された者は必ず少年保護司の觀察に付せられ。假出獄中誓約違背の所爲あれば直に監獄に引戻し感化院や矯正院には入れぬことになつて居る。本法案は第六條第一項に於て「少年ニシテ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケ又ハ假出獄ヲ許サレタル者ハ猶豫又ハ假出獄ノ期間內少年保護司ノ觀察ニ付ス」と規定し、少年保護司の觀察に付するのを原則としては居るが別に第二項を設け、前項ノ場合ニ於テ必要アルトキハ第四條第一項第四號第五號第七號乃至第九號ノ處分ヲ爲スコトヲ得」と規定し、尙ほ第三項を加へ「前項ノ規定ニ依リ第四條第一項第七號又ハ第八號ノ處分ヲ爲シタルトキハ其執行ノ繼續中少年保護司ノ觀察ヲ停止ス」と規定し、少年保護司の觀察の代りに感化院矯正院

入を命ずることが出來るやうにして居る。是が米國法と異る點てある。次に感化院、矯正院及病院入に就ても本法案は諸外國の例と異て居る所がある。夫れは第五十五條に「刑罰法令ニ觸ルル行爲ヲ爲ス虞アル少年ニ對シ前三條ノ處分(第五號乃至第九號の處分)ヲ爲ス場合ニ於テ適當ナル親權者、後見人、戶主其ノ他ノ保護者アルトキハ其承諾ヲ經ヘシ」とある規定てあつて、卽ち準犯罪少年に對して保護處分を爲すには、一號乃至四號の輕微な處分を爲す場合の外、親權者其他保護者の承諾を要することになつて居るが、是は他國の立法に例のない所てある。本法案が右の制限を設けた事由は我國に於ける特別の家族關係殊に親子主從の情誼を斟酌したに外ならぬのてある。

四　保護處分の執行

此に所謂保護處分の執行とは保護處分を定めて之が實行を指圖する働 Vollstreckung der Schützmassnahmen と保護處分の趣旨に從て其內容を實現する働 Vollzug der Schützmassnahmen の二者を包括せしむる意味てある。右二樣の意義に於ける執行の方法は本法案第四十八條乃至第五十四條に規定せられてある。此に依れば第一號の訓誡、第三號の誓約書徵取、第四號の保護者引渡に付ては少年審判所自ら第二の意義に於ける執行を爲すのてある。其他の保護處分に就ても、少年審判所は第一の意義に於ける執行を爲し第二の意義に於ける執行は命令送致又は委託を受けた者が之を爲すのてある。而して其執行方法は

— 20 —

法文の語辭の上て誠に明白になつて居て、之に對して別に註釋を要しないと考へるから、私は茲に法文を掲げるに止めて置かうと思ふ。

第四十八條　訓誡ヲ加フヘキモノト認メタルトキハ本人ニ對シ其ノ非行ヲ指摘シ將來遵守スヘキ事項ヲ諭告スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ成ルヘク保護者及附添人ヲシテ立會ハシムヘシ

第四十九條　學校長ノ訓誡ニ委スヘキモノト認メタルトキハ學校長ニ對シ必要ナル事項ヲ指示シ本人ニ訓誡ヲ加フヘキ旨ヲ告知スヘシ

第五十條　改心ノ誓約ヲ爲サシムヘキモノト認メタルトキハ本人ヲシテ誓約書ヲ差出サシムヘシ

前項ノ場合ニ於テハ成ルヘク保護者ヲシテ立會ハシメ且誓約書ニ連署セシムヘシ

第五十一條　條件ヲ附シテ保護者ニ引渡スヘキモノト認メタルトキハ保護者ニ對シ本人ノ保護監督ニ付必要ナル條件ヲ指示シ本人ヲ引渡スヘシ

第五十二條　寺院、教會、保護團體又ハ適當ナル者ニ委託スヘキモノト認メタルトキハ委託ヲ受クヘキ者ニ對シ本人ノ處遇ニ付參考ト爲ルヘキ事項ヲ指示シ保護監督ノ任務ヲ委嘱スヘシ

第五十三條　少年保護司ノ觀察ニ付スヘキモノト認メタルトキハ少年保護司ニ對シ本人ノ保護監督ニ付必要ナル事項ヲ指示シ觀察ニ付スヘシ

第五十四條　感化院、矯正院又ハ病院ニ送致又ハ委託スヘキモノト認メタルトキハ其ノ長ニ對シ本人處遇ニ付參考ト爲ルヘキ事項ヲ指示シ本人ヲ引渡スヘシ

少年保護司は如何なる手段方法に依りて觀察事務を執行する乎。又送致若くは委託を受けたる感化院矯正院は如何にして保護教養の任務を執行する乎。此等の事は少年保護司の職務規程、感化法矯正院法竝に其施行規則等に定められる所であるが、其内容は隨分複雜であるから、本講演は之にまで立入ることを避け、其の説明を省略する。

五　保護處分の結果

保護處分の結果として種々の方面に種々の關係が生じて來る。少年本人に對して生ずるのは勿論、命令、送致、委託を受けた者に對しても生ずる。保護者に對しても生ずる。審判所に對しても生ずる。此處には唯だ本法案に明文を以て規定してある二個の點を指摘する。

第一の點は本案第六十三條の規定する所であつて、其文面は次の通りてある。

第六十三條　第四條ノ處分ヲ受クタル少年ニ對シテハ審判ヲ經タル事件又ハ之ヨリ輕キ刑ニ該ルヘキ事件ニシテ處分前ニ犯シタルモノニ付刑事訴追ヲ爲スコトヲ得ス但シ第五十九條ノ規定ニ依リ處分ヲ取消シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

本條は前にも一度引用して其意味を略説して置いたのてあるが、保護處分の結果として法律上最も重要な關係を生ぜしむる事柄てあるから、再び之に言及する次第てある。前に繰り返して説明した通り、保護處分は將來に於ける犯罪の發生を豫防せん爲め、犯罪少年竝に準犯罪少年の人物を保護教養せんとする働てあつて、既成の犯罪事件を訴追し

て之に對する責任を問ひ、制裁の意味に於て、其犯人に懲罰を加ふる働即ち刑事處分とは全く相違する所のものてある。夫故に保護處分は其性質上之に因て既成の犯罪事件に關する國家の刑罰權に消長を及ほすべき筋合はないのてあるが、他の方面から觀れば、國家は少年に對して刑罰を加ふるよりも寧ろ保護教養を與へた方が本人の爲には勿論、一般社會の爲にも一層利益てあると認め、刑罰處分を捨て保護處分を採つたからには、之と同時に既成の犯罪に因て生じた法律關係を一掃して、長く少年の身に繋る累を濟除してやるのが相當てあると云ふ考から本條の規定が設けられたのてある。從來の訴訟法學的見地から論ずれば本條に定めた起訴權行使の禁制は保護處分の效果として發生する既判效なりと言ひ得るかも知れぬが、本條の趣旨は前陳の通りてあるから、起訴の禁制は之を起訴權若くは刑罰權の抛棄と見るべきものてある。而して起訴權抛棄の範圍が審判を經たる事件及處分前の輕微事件に限られ、處分前の重大事件及び但書の場合に及ばないのは一般公益維持の見地から之までも犧牲に供することは忍びざるものと見たからてある。

第二の費用負擔の事は第六十條第六十一條に規定してある。

第六十條　少年審判所本人ヲ寺院、教會、保護團體若ハ適當ナル者ニ委託シ又ハ病院ニ施教若ハ委託シタルトキハ委託又ハ施教ヲ受ケタル者ニ對シ之ニ因リ生シタル費用ノ全部又ハ一部ヲ給付スルコトヲ得

第六十一條　第三十五條(註少年審判所ニ於ケル參考人ノ費用)及前條ノ費用竝矯正院ニ於テ生シタル費用ハ少年審判所ノ命令ニ依リ本人又ハ本人ヲ扶養スル義務アル者ヨリ全部又ハ一部ヲ徵收スルコトヲ得

前項費用ノ徵收ニ付テハ非訟事件手續法第二百八條ノ規定ヲ準用ス

前揭法條の語辭は誠に平明て、其意義に付ては何等解說を要するものはあるまいと思ふ。右第六十條に於て少年の委託又は送致を受けた者に對し費用の全部又は一部を給付するのは當然の補償行爲てある。又第六十一條に於て本人又は本人の扶養義務者に費用支拂の義務を科するのは是亦當然の賠償義務を定めたものてある。此費用の給付徵收に付ては別に命令を以て其詳細を定める筈になつて居る。今は保護處分のあつた結果として費用の支給支拂の問題が起ると云ふことを注意するに止めて置く。(未完)



短期自由刑に對する實際的考察（承前）

典獄　赤塚源二郎

三（續）

短期自由刑に關し余輩曾て下の如き短期の刑を取扱つた事がある。

年度	罪名	刑名刑期	過算刑期	執行刑期	備考
大正七年三月	治安警察法違反	懲役一月十五日	未決勾留三十日	十六日	曆ニ依リ計算シタル結果
同	同	懲役一月十五日	同　三十日	十六日	同
同	同	懲役一月十五日	同　三十日	十六日	同
同	同	懲役二月	同　三十五日	二十六日	同
同	同	懲役二月	同　三十五日	二十六日	同
同	同	懲役二月	同　三十五日	二十六日	同

右は共犯にして以上の刑の執行を受くることになつたのであるが、規定により確定入監後三日間は監房内に屏居せしめ、作業を科せざりし故眞に作業の伴ふ實刑を受けたるは殘刑期の各日數より各三日を控除したる日數に過ぎなかつた。遺憾なことには二十房しかなき獨居監房は必要の罪囚を收容しありて塞がり居たる爲めに、是等のものは全部適當と認むる雜居監房に收容し他囚と雜居せしめ、且つ工場に出役せしめたのであつた。而して彼等の出獄後の感想を傳聞したる所に依れば『雜居デアッタカラ話ハ禁ゼラレテアルケレド

モ、看守ノ居ナイ時ニ他囚ト面白キ話モシタ故餘リ苦痛モ感ジナカツタ。作業モ看守ノ命ズル儘工場ニ於テ簡易ナル仕事ヲシタ。平素參觀ヲ許サレザル監獄ノ中ヲ能ク見テ來タ』とのことであつた。是等短期刑の執行の効果なきこと推して知るべしである。

又博徒仲間の實話として聞く所であるが彼等の中『二、三ケ月ノ刑ヲ受ケ入監スルモ、雜居ニセラルレバ同ジ仲間ノモノ多ク看守ノ隙ヲ見テ種々ノ話モ出來ル故餘リ寂シクモ感ゼズ、苦痛ニモ思ハズ、滿期出監スレバ本場（監獄ノコトヲ指示ス）ヲ踏ンデ來タトテ仲間ニ對シテ誇リトシ監獄ニ入リタルヲ寧ロ喜ベル不逞ノ徒モアリ』とのことである。短期自由刑の弊害推して知るべしである。

又監獄事務の實際に徹するに、短期自由刑の執行は無用の手數と不經濟とを感ずることが甚だ多いのである。夫は監獄に於ては受刑者入監したるときは個別處遇の必要上本人の生育關係素行等處遇上參考となるべき一切の身上關係を調査するのである。

而して本人を査問するは勿論であるが多くは警察署、町役場、學校其他に對し照會調査を爲すを普通とする。然るに短期の受刑者に在りては其調査の終了せざる中に早く滿期出監して右調査の全く無用の手數となるのが多いのである。又短期の受刑者には技巧を要し收入多き作業に從事せしむることは出來ない最も簡便にして輕易なる作業に就かしめなければならぬ。而かも費用は同一樣に要するが故に積極消極共に短期の受刑者は不經濟的の代物である。短期自由刑が刑罰としての效果がありとすれば右の如き監獄事務の手數と不經濟は固より忍ばねばならぬが是が刑罰としての效果なしとすれば全く愚の極と云はねばならぬ。

要之短期自由刑と拘禁との關係に在りては拘禁上最良方法とする累進制によることは事實上不可能であり、雜居拘禁は却て惡化せしむる虞あるのみでなく刑罰の威嚴を保つことを得ない。只多少の效果ありと認められるゝものは獨居制による拘禁方法であるが、是とて一、二箇月以下の如き短期に失するが、又は監房構造設備に於て完全ならざれば其效果を見ることを得ないのである。又定役卽ち作業との關係に於ても監獄作業本來の目的を速成すること能はず、寧ろ凌辱若くは痛苦を加味する刑罰と異ならざる結果となり、我國行刑の實際より觀たる短期自由刑は其效果を收むること甚だ難く寧ろ弊害ありと認められるゝのである。

四

上叙の如く短期自由刑の執行は今日の行刑實際より觀て、刑罰としての效果を收むること甚だ難く寧ろ弊害ありと認められるゝのである。然るに我國監獄に在りては尙多數の短期囚の拘禁せられあるを觀るのである。今統計年報並に監獄協會の監獄協會雜誌に示す所により調査するに實に左の如くである。

イ　懲　役　囚　（當該年度十二月末日現在ナス）

	六ケ月以下			三ケ月以下			總		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
大正五年	三、六九八	二九一	三、九八九	一、〇四〇	八八	一、一二八	四、七三八	三七九	五、一一七
大正六年	四、一四〇	二二四	四、三六四	一、一三二	九三	一、二二五	五、二七二	三一七	五、五八九
大正七年	三、七六四	一七四	三、九三八	九二八	七六	一、〇〇四	四、六九二	二五〇	四、九四二
大正八年	二、九五七	一四六	三、一〇三	七六九	五〇	八一九	三、七二六	一九六	三、九二二
大正九年十月末日	二、六二九	一三三	二、七六二	七七〇	三三	八〇三	三、三九九	一六六	三、五六五
平均	三、四三八	一九四	三、六三二	九二八	六八	九九六	四、三六六	二六二	四、六二八

ロ　禁　錮　囚　（同上）

大正五年	六	一	三一	一	三七	一	三七
大正六年	三九	一	四〇	一	一四〇	一七九	一	一八〇
大正七年	二七	一	二七	一	四〇	六七	一	六七
大正八年	六	一	六	一	三三	三九	一	三八
大正九年十月末日	一九	一	一九	一	五九	七八	一	七八
平均	二〇	一	二〇	一	六〇	八〇	一	八〇

以上掲記の數は年末又は月末の現在である。然るに此等短期囚は其短期なる結果出入頻繁であるから一年を通じては以上の數の二倍若くは四倍の罪囚あるものと見做さねばならぬ。假りに之を最少限度の二倍とし平均員數に見積るも懲役六ヶ月以下七千二百六十四名三ヶ月以下一千九百九十二名禁錮六ヶ月以下四十名三ヶ月以下百二十名總計九千四百十六名の多數となるのである。

惟ふに此多數の短期自由刑の罪囚が刑罰の效果を收むること能はずして執行を受け居るものとせんか、國家刑事政策上實に重大の問題と謂はねばならぬ。而して此の如く短期自由刑の罪囚の多きは何故であらうか。第一或は曰く司法官は監獄に於て刑罰は其目的に從ひ常に完全に執行せられ居るとの信賴ある結果なりと。第二或は曰く司法官は刑事裁判と行刑とは分掌的のものにて行刑は司獄官が司掌する所のものなれば、犯罪に付き適當の裁判を爲せば足れりとの觀念ある結果なりと。第三或は曰く司法官は只單に法の命ずる所に遵ひ自己の信ずる刑罰を科する結果なりと。

以上或者の言が事實の肯綮に當るや否やを知らざれども、若し假りに第一の所謂如き原因ありとせんか、其は大なる誤りにて今日の行刑の實際を知らざる過信に基く裁判と謂はねばならぬ。今日監獄行刑は決して完全に執行せられ居るものとは云へない。短期自由刑の執行狀態は寧ろ弊害を認むるのである。又若し第二

第三の如き原因ありとせんか、其は刑罰の本質を無視し、刑事裁判と行刑との所謂車の兩輪の如く鳥の羽翼の如く、最も密接の關係ありて相共に完全無缺に行はれてこそ始めて國家刑事政策の目的を達すべきものなる所以を顧みざる裁判と謂はねばならぬ。

能く司法實際家より下の如く聽くのである。『賭博ノ常習ニシテ初犯又ハ再犯以上ニシテ情ノ輕キモノ、若クハ傷害罪ノ輕微ナルモノ、賍物ニ關スル罪ノ如キ、森林法違反其他特別刑罰法令違反ニシテ情ノ輕キモノノ如キ、刑ノ量定ノ輕キ又止ムコトヲ得ザルナリ』と然り一箇月以上六箇月以下の短期刑の多くは此等の犯罪に就て見るのである。然れども飜つて公正に刑罰の本質を稽ふるときは斯の如きの裁判は結局前記第一乃至第三の孰れかに屬する誤りではあるまいか。

抑我刑法は新派の刑法理論に則り應報刑主義を排し目的刑主義を採用したるものなることは敢て論ない所である。從て應報刑主義による刑法の下の如く犯罪必罰を爲すの必要はない。刑罰は其目的に副ふて犯罪の一般豫防並に特別豫防の手段として行はれなければならぬ。

縱令是等犯罪に對する刑罰と雖も之を科して效果あることを豫想する場合たることを要する。效果なき刑罰を科することは刑法の精神にあらざるを信ずるのである。而して短期自由刑が今日の實際に於て其多くの場合刑罰の效果を顯現すること能はざるものとすれば（將來は兎に角として）之を實現することは國家刑事政策上不可なりと斷言せざるを得ないのである。然れば短期自由刑を以て適當とすべき犯罪は如何なる方法を以て之を防止し鎭滅を期すべきか。行刑の效果不充分なるの理由を以て之を放置することは勿論出來ない。此問題は切實に學者並に實際家の研究を要するものなりと思ふのである。管見に據れば現行制度に於て之に代はる方法としては（一）罰金の選擇を許すべき犯罪に對しては宜しく罰金を擴充選擇して之に科すべき

てある。(二)執行猶豫を禁ぜざる犯罪に對しては、宜しく執行猶豫を勵行して之を與ふべきものであると思ふ。而して(三)短期自由刑の效果を收むること能はざる原因の一は監獄行刑の不完全にも歸因するものなれば監獄改良も亦急務なりと信ずるのである。(完)

百鬼横行の紐育

最近紐育市よりの報道によれば、同市目下犯罪の巷と化し、白晝惡鬼羅刹の横行甚しく市民は今更ながら、生命財産の危險を感じつゝ不安の生活をなせり。

何故こんな有樣になつたか、と云ふことに就ては十分な斷案を下すことは出來ないが、兎も角道義の大戰に影響せられたる人心の動搖や、富の分配の下均衡から起る一部階級の危險思想が原因ではなからうかと觀測されてゐる。

私は今諸君に實例を示さう。昨年の十二月十六日の正午、紐育の第五十街にある寶石商エドウキン、アンドリユースに雇はれてゐる一手代が近くの料理屋で晝食を了へて歸つて見ると主人が何者にか電話線で縛められて床上に倒れてゐる。で彼は驚いて逃げ出さうとすると矢庭に三名の曲者が現はれて忽ちの中に同じく縛り上げて猿轡をはめてしまつた。する中に店と取引の二人の商人が先つて來たがこれも二分と經たない中に同樣の目に遭つた。そこで兇賊は悠々と金錢、寶玉をさらつて出て行つた。

云ふ迄もなくその日は日曜日で、此界隈は殊に賑はしい商業區域で有名な料理屋、倶樂部、商店が櫛比して、車馬、通行人織るが如き有樣である上に、特に警戒嚴重を極めてゐたと云ふ。何にしても犯人は少しも手懸りを殘さない。そして二十人もの絞腕刑事がこの事件を搜査したが見當がつかぬ。

こんな風であるから、紐育の市民は所謂枕を高くして眠られもしない。百鬼夜行ではない、惡鬼白晝横行である。この事件のあつた翌日同市の寶石商組合は急に決議を實らして紐育市長に强硬なる要求をした然し乍らこの責任は果して誰が負ふべきであるか、私には一寸わからない。

講演

支那人の對外思想に就て

東京帝國大學
文學部助敎授　箭内　亙

一　支那文明研究の價値

御承知の支那は東洋て一番古い文明國である。單に東洋ばかりてなく世界の最古の文明國の一てある、其點から支那の研究と言ふ事は、必ず相當意味のある事であるが、然し殊に支那民族と申しますものは、大昔支那文明と言ふものを拵へあげました所の人も今日其文明を有つて居ります所の人も、同一民族であつて、換言すれば支那民族と言ふものは、數千年の昔から今日に至るまて、其土地に於て拵へ出した所の文明を、其土地に於て保存し、未だ曾て其土地を明け渡した事のないと言ふ民族てある。其點から支那の歷史、支那の文明と言ふものは、又相當研究に値するものてある。他に埃及或はシリヤ、希臘乃至印度の樣なものも、成程昔は立派な文明を拵へたましたけれども、今其土地に居住する夫々の民族は或は埃及人或ば印度人とか申しても其血統と言ふ民族全體の上から申せば殆ど別人てある。然るに支那は大に其の趣を異にして居る。其點から支那の文明が學者の注意を惹いて、西洋人等も大に研究するに至つた。

御承知の通り支那の周圍に居る所の民族と言ふものは、色々の名前を以て昔から傳へられてゐるが、是等

の民族は何れも支那文明の影響を受けないものはない、又支那の文明を承いて初めて其所に多少見るべき所の文化があると言ふ者が多いのである。中に然してない日本の様なものもあるが、是等は寧ろ例外である。夫れ故に支那の歴史とか歴史でなくとも支那の古い記錄と言ふ様な物に依つて、其周圍に居た所の諸民族、諸國の古い歴史が解るのである。其點に於ては日本と雖も同し事である。若し支那の記錄と言ふものが無かつたらば、是等の諸民族の古い歴史と言ふ様なものは全く眞暗闇であつたに違いない。例へば日本の如きは例外であるが、夫れでも日本の最も古い記錄則ち古事記、日本書記であるとか言ふ様なものでも、夫れ以前に夫等の書物の出來る數百年前、卽ち日本に未だ、文字も無く記錄も全く無い時に既に支那に於ては日本の事を可成りに精しく傳へたものがあるのであり、其記錄に依つて吾々は吾々の祖先の最も古い狀態を聞見—記錄の上から確かに知る事が出來るのである、斯る意味に於て又この支那の歴史と言ふものは東洋諸國民の先以て學ぶべきものであると言ふ理由もあるのである。夫れから總て支那の文明とか文化の影響を受けないものは無いのであるから、大體から申して支那の文明文化と言ふものは東洋文明の代表者と申して差支へないのである。申すまでもなく、東洋にはモウ一つ有力なる文明がある、卽ち夫れは印度の文明、平たく申せば佛敎の文明である、然乍ら其佛敎の文明所謂印度の文明なりと言ふ以上に、遙かに廣く深く東洋諸國民の思想と言ふものを普拂へてゐる所のものは支那の文明て、大體から言ふと卽ち儒敎の文明である。

二　支那文明に對する四圍民族の位置

而して支那の周圍の民族は支那の文化と比べて文化の程度が非常に低い、卽ち野蠻人である。從つて是等の者の支那の歴史なり、東洋の歴史なりを研究する者には大して重要なものではない。價値のあるものでは

ない考へられて居つたのである。第一文化が無かつた、第二に是等の文化に對する支那の記錄が相當にあるが、到底諒解の出來ない物が多い、其の爲めにか兎角支那に於ける周圍の民族の研究と言ふものは非常に幼稚なもので、殆ど棄てゝ置かれたものである。所が文化の低級な周圍の民族が支那の文化に影響する事が却々重大である。夫れは單に文化ばかりではない。極く形の上に現はれた所で申せば支那で良く革命と言ふものが起る。卽ち明朝が淸朝になり、明朝の前に元があるとか、元の前に宋があるとか、宋の前に唐があるとか言ふ風に段々王朝（ダイナスチー）が幾つも變つて居る。今日まで二十數朝ある。其革命が起つて朝廷（dynasty）と言ふものが變るには色々内部の原因もあるが、多くの場合に於ては周圍の民族殊に北の方に於ける所の民族卽ち滿洲である或は蒙古、或は土耳古と言ふ様な民族が支那を脅かして、支那に致命傷を與へると言ふ事が多く夫れが爲に革命が起り又革命が成功する事が多いのである。然う言ふ極く表面的の事でなしに、内部に這入つて、文化の變遷が色々の點から考へて見ても、總て此の周圍に居る所の民族の影響に依つて、支那の歴史に色々變化が起り又色々と調子が變つて來た事は著しい事である、此點から觀ると北方の民族の研究と言ふものは是れ亦非常に意味のある事であると、十九世紀の終り頃より北方の民族の研究が始まつたのである。此民族が支那の文化に多大の影響を與へて居るとすれば、文明が低いと言ふ事て一概に是れをケナす譯に往かない高度の文明を有する支那がこの北方民族等との接觸によりて文化の點に於て失ふ所が可成り多くあつたとは云へ、必ずしも失ふばかりて得る所が無いと言ふ譯には往かない。かく考へて風俗の研究と云ふことは却々意味の有る事と思ふのである。

三　支文化と地勢の關係

支那文化の内容や實例に就ては暫く置きまして、吾々の考へる所に依つて見ると、支那の文化文明と言ふものは、大體に於て今日の支那本部の非常な沃野——の賜物であると思ふ、何となれば其周圍に於ける民族即ち滿洲蒙古或は土耳古或は西藏人其土地は支那と比べて自然力の迫害脅威を受ける事が非常に多い。其れらの土地は寒暑の差が著しい、或は沙漠が多いとか、或は森林が多くて交通が不便であるとか、或は極端に寒い然うでなければ不毛の地であると言ふ樣に自然の思想を受ることが最も小い、斯う言ふ地方に於て立派な文明の發生を望むことは到底出來ないのである。然乍ら其の爲めに直に夫等の民族其者が支那人と較べて甚だ低級なものであると考へるのは大間違ひであると思ふ。夫れは彼等の諸民族から起りました所の英雄豪傑と言ふものは極めて多い。殊に戰爭征伐の點になると却々偉い人間が多いことである。然う言ふ人々は暫らく置くとして、支那に這入り込んで立派な支那の天子となり彼の滿洲人、或は蒙古人を見ると、支那に於て名君君子と言はれた秦の始皇帝、漢の武帝或は後代に至りて唐の太宗、或は明の太祖とか言ふ夫等の人に較べて一歩も讓らない或は寧ろ夫れ以上の人物であると思はれる所の人が多くある。例へば蒙古から起つた元の世祖忽必烈であるとか、既に亡びし清朝の康熙帝——聖祖（康熙辭典を造りし人なので康熙帝と言つて居る）等は、彼の唐の太宗等に比べて寧ろ上に出づる人であると思ふのである。其の他清朝の乾隆帝の樣な偉い人がある。これを見ても滿洲人或は蒙古人であるからと言つて、唯最戰爭のみが上手な人と思つては間違てある。其他詳に歷史の上に現はれた人間を見ると、其周圍に居た民族出身の人で、支那の中に這入つて支那の文明を消化し而して文學或は歷史學經書本とか言ふ方面に於て優に一家を爲した人が少くない、然う言ふ所から見ると彼等は決して天稟に於て即ち天賦の才能に於て、支那民族即ち漢民族と必敵の出來ないものてないと言ふ事が解るのである。彼等の歷史を見るに非常に貧窮である。——然しそれは土地に依るものに

て、たとひ支那民族にても地を替えて寧古塔邊に建國せば精々勃海位のもので夫れも支那から文明を輸入して勃海の國が出來たのである、哈爾賓に居た所が明以上の文明は出來ない、幾ら唐の太宗でも蒙古邊から出ては唐の文學技術乃至美術或は制度文章は出來ないてあらう。されば北族と漢族——支那民族の差は、其の天賦の才能に於て優劣の有るものとは言はれない阿弗利加に於けるホッテントット族が何年經つても野蠻てあると言ふのとは違ふのである。

四　支那人の四圍民族に對する呼稱

然し乍ら昔から支那人は周圍に於ける所の民族を呼んて、色々の輕蔑した文字を以て言ふ、必ずしも東夷西戎南蠻北狄と彼の言葉は分れて居るのではないが、先つ大體に於て東に居る者は夷、北に居る者は狄と言つて居る。是等の民族を彼等が卑しむと言ふのは、是れは彼等の文明が劣等てあるからてある。即ち彼等の文明は劣等てあり自分等は唯一の文明國てあると自ら稱して中國中華と言ふのてある。中華中國とは文明の程度の差の意味て決して今日言ふ樣な色が黑い黃色いと云ふ意味てはない。周圍の民族から云へば前に述べた如く如何に努力しても、文化とか文明とか言ふものゝ上に貢獻の出來るものてない、即ち彼等は周圍の色々の事情から幾ら努力しても、今日の歷史に見る以上の事が出來るものではない、彼等は殆ど生活、生存競爭以上の文化を——新らしい文化を拵へる餘裕がないところから支那と言ふものゝ存在を知つた以上、自分等の生活の困難な所を去つて而して支那に入り込んて、樂に生活をして見たいと言ふ氣の起るのは、自然の情てある。

五　四圍民族の要求

彼等から見れば支那は實に此世の樂土樂園である。從つて何か機會があれば此の文明に向つて突進して品物を盜み或は婦女を奪ふとか言ふ事をやるのは當然である。而して彼等が稍々勢力を得る事になると、支那民族と此の民族——周圍の民族との間に苦情が起り、關係が起ると單に品物を盜み人を奪つて往く外に、支那から何かの文化を同時に持つて往くのである。卽ち支那の風俗習慣言語であるとか、更に進んでは支那の法律制度までも幾分か持つて往く。然しその大仕掛けに支那の文化を輸入する、傳へると言ふ事になる北の民族なり西の方の民族なりが相當に強大になり、而して其四隣の諸民族を統一して後顧の憂ひなく又內顧の憂ひなく專ら南に向つて力を注ぎ得る場合になりて、初めて大仕掛けに支那の文化を輸入して支那風の法律を施へ、或は支那風の建築をして初めて彼等の中に文化の見るべきものがある樣になるのである。夫れ迄の彼等の文化文明は殆ど値の無い非常にシンプルなものであるが、彼等が若し支那の內地に這入り而して此の支那の一部分一劃を占領し或は奥深く侵略し或は妥協的平和的に移住する樣な事もある。斯樣な場合に支那の文明に對する彼等の態度を見ると、何所迄も消極的である。卽ち支那の文明の前にお辭儀し屈伏して自分等の非常に程度の低い文化を捨てゝ、支那の文明に同化して了ふ言葉を替へて申せば支那人になつて了ふのである。

六　支那人の文明保存慾

而して支那民族支那人の方から彼等の周圍の民族に對する態度を見ると、是れは又面白い事がある。卽ち

此の周圍の民族が支那に這入つて來ると、彼等は武力を以て爭ふ事は出來ない、腕力を以て北の方西の方に居る人と爭ふ事は出來ないために彼等の侵略に任して居るのである、そこて彼等は支那の文明に同化し、卽ち崇拜し耽溺し、沒頭する所の民族を見て非常に自からを嘆えて居る、卽ちそれは武力では負けるけれども文明の力で彼等を征服し得たと喜ぶのである。夫れ故夫等の者を盛んに歡迎してドン〳〵支那風の敎育をし、又支那の文明と言ふものを吸收させる。又北の方の人間はどうしても天幕の中に這入り込んて、馬の乳やまた馬の乳て拵へた酒等を飮んて居るよりも、支那の美味い酒を飮み、或は綾子の蒲團にクルまんて居る方が良い。夫れゆへに自分に彼等は支那文明にスッカリ同化されて柔らかくされて了ひ民族の固有の風俗を失つて了ふ。支那の方から見ると是等の民族が滿洲人にしても、蒙古人にしても、又土耳古人にしても、一旦支那の文明を採用し、支那の服裝をした以上は決して是れを夷狄扱ひにしない。立派な文明人として扱ふのてあるのみならず、立派な中國人として遇して、少しも其間差別を置かないのである。卽ち彼等も北の方の民族等と結婚をする。平氣て天子等が北族の娘を娶つて自分の皇后にする。少しも是れに就て嫌がらない。故に支那の方て北族の侵入、侵略を恐れるのは、自分の文明を破壞すると言ふ事打ち毀はされると云ふ事を恐れるのである。若し自分の文明を尊重して而して支那の文明に沒頭して了ふと言ふならば支那人は非常に歡迎する。自分の文明と言ふものは二千年來吾等の祖先が拵へた所の貴重な文明である。此の文明程貴いものはない。是れを打毀される事は何よりも苦しいのである。人種が違ふて居らうが其んな事はどうても良い。自分の文明を維持すると言ふ事が何よりの使命天職と斯う考へて居る。夫れ故その文明と言ふものを保護する爲には如何なる犧牲をも拂ふと言ふのが支那の歷史を通じて一貫した事實である。自分の文明を打毀されると言ふ事は、彼の北族——度々北方民族と言つたが、是れは周圍に於ける民族て一番强大

なる民族は、今日今後でもそうてあるが、是れは滿洲土耳古蒙古この三民族て北の方てある。是等が中へ這入つて或は支那を荒し、或は又人物や豪傑の出した支那の周圍に於ける最も有力なるものを代表したものてある。夫れて北族を取つてお話をして往きたいのてある。是等民族が侵略して來て而して支那を全部奪うれば彼等は勢ひに任して支那の文明と言ふものを打毀しはしないか、即ち或は自分の風俗を支那人に強ひはしないか、辨髪と言ふ樣なものを強ひたり或は滿洲服を着せたりしないかと、始終夫れを心配して居る。孔子が『徽管仲ニ吾其被レ髪左レ衽矣』と云つた如く決して夷狄と言ふものを文明にして居ない、唯、文明の程度の低いので困る、夫れが支那の文明を入れるならば夫れて差支へない事と孔子の言葉の中にも瞭然と見えてお る。支那の歴史には北の民族の入寇に際しては歳幣と云つて、年々贈物の品を遣る。是れは中國から周圍の民族夷狄に向つて品物を遣ると言ふ時に歳幣を使ふのてある、外國から品物を持つて來る場合は入貢歳貢と言ふ、『即ち入貢』とは低い所から高い所へ運ぶ時に、幣とは高い所から低い所——周圍の民族に與へる時に用ひる言葉てある。其歳幣として莫大な金銀絹布、茶等を遣して敵の惡戲を防ぐ、恰度犬が喰ひ付かずになる、喰ひ付かずになるから麺麭の切片を遣ると往つて了ふ。犬に對するバンの樣な積りて歳幣を遣りて少しも不名譽とは考へて居ない。從つて決して歳貢とは言はぬのてある。然し乍ら唯一度歳貢を遣はせられた事がある。夫れは北方の民族て滿洲から起つて金と言ふ國を建てた。其所に支那人が入込んて幣と貢の使ひ分けを敎へし爲め、遂に金國に對して年々歳貢を使はなければならぬと言ふ事になり十數年來使つた事がある。斯樣な特別の例はあるが向ふから八釜しく言つて來ない間は歳幣と書いてやる。單に金や品物を遣る事を辭せないのみならず、彼等は自分の國を土地でも平氣て遣る。夫れは例へば金、遼と言ふ國が今の遼東半島、東蒙古てあります。大體蒙古人が滿洲蒙古を併せた大きな國を建て、西北方の地を奪つた。其時に支

那は初めて帝國の一割を開き、其所に立派なる行政區劃が出來た。其領土の恢復せぬうち續いて金が起り、北支那全部を奪ふに至り、更に大なる强敵蒙古が漠北より出て終には支那全部を併呑するに至つた。若し支那人が、國を取られた事を非常に口惜しがるならば、大に元時代あたりては革命の起るべきてある。然るに元の世祖が燕京——し今の北京に都して、百年の間彼の支那全部を支配して居る其間に、支那人は一人として革命を叫ぶ者がなかつたのてある。無論元の威力が非常に旺んてあつた結果にも依るが、一方に於て元の世祖が支那の儒敎を以て支那を治める標準として居る、即ち支那の文明をドン〳〵採用した點から、支那の有識者、知識階級が皆夫れに滿足して居る。例へば君主が蒙古人てあらうと、上流階級の者が蒙古人てあらうと、夫等の點に就ては殆ど不平が無かつた。誰でも非常に不平がありさうに考へられるが事實は不平が無かつたのてある。然う言う點に對しても支那人は如何に自分の文明の前には何物をも犧牲にするかと言ふ事が解るのてある。斯う言ふ樣な事は先づ世界の歴史の上に於ては、何の國民にも見るべからざる現象て餘程面白いものに思はれるのてある。

七　南北朝分離と支那文化の變調

更にモウ一つ注意すべき事は、北の方の民族がドン〳〵支那に這入つて來る、侵略したり或は移住したりすると言ふ爲に、支那の文化と言ふものに多少の變調を來す、即ち北族の色が附いて來ると言ふ樣な事は爭はれない事てある。即ち風俗なり習慣なり乃至色々のものが支那の民族の間に這入つて來る。殊に人種の點に於ても支那人の間に滿洲人、或は蒙古人と言ふ者が益々多く入り込んて數萬人數十萬人が雜居して、互に結婚することによつて其所に雜種が出來ると言ふ樣に餘程人種の上ても異つた妙な現象が起つて

來る。然し夫れは——主に這入つて來ましたものは北族である。北族であるに依つて支那を南北に分ちましたが、單に地理の上に於ても支那は南支那北支那に分れるのであつて、文化に於ても南支那の文化、北支那の文化と云ふ風にハッキリ分けらるゝに至つた理由も、色々の點からして樂に證明される事である。北支那人と南支那人とは餘程違ふ所がある。支那の南北朝時代の如く、北の方は代々北族の天子が君臨し南支那は純粹の支那の天子が君臨して居る。北支那に居る民族は大部分支那人て其點に於ては南支那と同じてあるが北の方に於ける君主乃至上流の者が蒙古人てあるとか滿洲人てある爲に、非常に滿洲化し蒙古化された者が少くない。從つて支那の文化も大變影響を受けて、南北朝時代の南朝の文化と北朝の文化とを比べて著しい違ひのある事を能く本になど書く人もあるが、實際其の通りてある。是亦北族の影響を受けて支那の文化が進んだので、支那人だけては到底アゝ言ふものは出來ない。北族が這入つた爲に却々良い意味の影響を與へて居ると言へるのてある。大體から謂へば北方に剛健な分子、南方に華奢な部分の要素があるといふ事が云へるのてある。南北朝時代と謂へば、北朝の方は男性的、南朝の方は女性的てあるといふ事が云はれる。文明其他總ての點からハッキリと違ひを分ける事が出來、其文化と云ふものがどういふ風に北族から影響されたかと云ふ樣な事に就ては南北朝時代が面白い例てある。けれども支那全部を併合してしまふ支那全民族を自分の家來とし人民とした元時代の事を考へて見ると、却々面白い事が見出されるのてある。（未完）

世論一叢

花見と犯罪

醫學士　杉江董

花見場所の犯罪としては不良飲食物の販賣や、禁止區域内に於ける物品の販賣、無免許の遊藝人などは、先比較的輕微なものとするも、花見場所をつけねらつて、竊盜や詐欺の橫行することに就ては、お互に注意警戒を拂はねばならぬ。猥褻行爲に就ては、先づ特殊の場合を除いては場所柄のことゝて大目に看過さるゝことが多い。一面には其れに乘じて案外不良少年などの跋扈跳梁を恣にすることがある。最も注意を要することは酩酊者の暴行狼藉である。勿論酒を飲む場所のことゝて一程度の酩酊は或は座興を增す意味も有るにしても、酩酊暴行に至つては如何にも亂暴極まつて流石に側から見ても酩酊の上とは云へ其の罪を免除するには僞りに無謀である樣に感ぜらるゝ場合さへある。卽ち斯う云ふものは飲酒不壞症と云つて、酒に對する抵抗力が薄弱で、少量の酒にも異常病的酩酊狀態を呈する樣なことがあり、或は憤りっぽくなつたり、悲觀ぼくなつたりし、又或は暴暴狂亂狀になつたりする樣なことが多い。尙花見時の割合に强力な太陽の光線に直射せられ乍ら飲酒することは、酒が特殊の影響を腦に及ぼし、一層其の酩酊狀態を病的ならしめる危險が多い。（變態心理）

少年審判所の管理は何れか

法博　泉二新熊

少年審判所を全然特別の機關として分離して見ると、之は裁判所と同じく司法大臣の管理に屬せしむべきものか、或は內務大臣かの管理とすべきかの議論は、歐米諸國にも行はれてゐるのであるが、兎に角保護教養を以て目的とする機關ではあるが、矢張この目的を達するに就ては、少年に對する親の權利を制限剝奪するが如き結果をも生じ又物的に少年の自由を拘束する必要の生ずる事のあるのは、明かであるから……この手續は矢張法律に知識のある裁判官をしてこれに當らしめ、又之に關聯して司法大臣の管理に屬せしめることが實際上から見て相當であらうと思ふ。（國家醫學雜誌）

犯罪の女は辰年と午年

大阪市產院　余田忠吾

私は幾多の女囚に就て觀察したが、殺人犯とか放火、嬰兒殺、とか云ふ慘酷な種類の犯罪は女の性質と比較的關係があると思はれる點がある。例へば女にして平素熱烈な性質で耐忍力に乏しい場合、卽物事に熱し易く、冷え易く感情が動くのが强い女は種々な複雜な事情のために感情の燃えるのを抑へ難いときには、遂に種々の犯罪を犯すに至る場合が多いが、若し月經の起る前或は月經中は精神の興奮が强いから遂に放火殺人と云ふ大犯罪を犯すに至る。

之に反して智能の發達比較的に良くて沈著なものが犯罪を犯したとすれば、多くは文書僞造、橫領、竊盜、詐欺の種類が多い。又色情に關する犯罪も女囚に就て調べたところによると、不思議に或種の干支に最も多い。前

者の放火殺人嬰兒殺と云ふ類の犯罪を調べて見た場合も多くは辰と午の年の生れであつたことを觀た。其原因を考へて見たが干支が犯罪の性質を左右したのではなくて、人の性質が犯罪の種類を左右したと云ふ念が深かつた。（大阪毎日）

社會主義者の取締

法博　中島玉吉

第一に社會主義者に對する裁判は絶對的に傍聽禁止の裡に行はるゝ樣であるげれども、之は明かに誤れる方針である。抑も刑事裁判の公開と云ふことは敢て公衆を目的とするものでは無い。裁判自身の權威を維持する爲である。裁判の手續を公開するが故に不正や秘密が行はれないと云ふことが證明せられて、其結果裁判に威信を生ずる理である。……

第二に議すべきは社會主義者の言論集會に對する警察の態度である。言ふ迄もなく言論の自由と集會の自由は憲法の保障する所であつて、立憲國に於ける人民の權利の中最も貴重なものである。……昨今開知する所に依れば社會主義者の演說は大抵は未だ全く口を開かざるに先ちて中止する慣である、此の如きは治安警察法の精神より見るも明かに違法である。抑國家が警察權を以て取締り得る範圍は人の行爲に對するものでなければならぬ。然るに其の行爲の如何を問はず先づ人によりて豫斷を下し言論を制限すべきや否やを定め置くが如きは明かに人格に對する取締である。是實に危險なる方針であつて、……吾人が所謂社會主義者の取締方法が不可であると云ふのは主として此點である。（大阪朝日）

不良少年の八割は小僧上り

東京府囑託　武田眞量

不良少年の八十パーセントが丁稚小僧上りの者に多いと云ふ事は、今日迄左程着眼されてゐなかつた事實であるが、商店の從業員は工業方面の幼年職工程には顧みられず、保護や敎化が及んでならぬので、不知不識の間に斯うした結果になつたものだと思ふ。當社會課では徹底的に此方面に在る少年の現狀を調査し、新徒弟制度を打樹てる迄に進みたいと思ふ。（萬朝報）

市政の紊亂と市民の罪

內務省監察官　長岡隆一郎

特に感じたことは第一に市政紊亂には市民にも其罪がある。市會議員が惡いの市吏員が惡いのと云ふけれど、市議選擧の時人格を認めて投票する者が幾人あるだらうか、多くは一町一區の利益を脚つて奏れる人を選ぶ、それでは市政廓清を叫ぶ資格はないと思ふ。第二の具體的の例は遠慮するが、階級選擧の弊害が豫算其他に露骨に表明されてゐる。財閥を代表した二級の市會議員に編されてゐることは夥しいもので市政の實績の擧らないのも無理はない。第三に區と區民とが沒交涉なことである、住民の昔から比較的變らぬ麹町、神田、日本橋には法制には認められぬが、町寄合町內會議があつて各自非常な親しみを持ち、一つの自治體をなしてゐるが、一般の山の手は殖民地の觀があつて隣同志で知らぬと云ふ有樣だから、從つて區政が判る筈がなく區に對して冷淡延いて市政に對して冷淡となつてゐる。要するに市政の改革は根本の立脚點から改むべきを痛感した。（法律新聞）

婦人犯罪と家庭の溫愛

兩全會主任　藤井恵照

凡男子の犯罪者でも同じことであるが、女子の犯罪者は殊更に家庭的に溫かい愛なうけることが出來なかつた者に多いやうである。夫放彼等に對して眞に心からの同情を注ぐ者があれば、どんな者でも善良な者にすることが出來る此處では豫め出獄した女囚を前以て主人とか主婦とかの理解を得て置いて良家の女中さんに世話をする事になつてゐる。で二三の例外はあるにしても、大抵は善良な婦人になつて一心に働くやうになる。一體眞の愛なうけることが出來さへすれば、女は決して犯罪等をするものでないと私は信じてゐる。それ故男子には再犯者が數限りなくあるが女子の犯罪者が二度と監獄へ來るやうなことは實に稀である。（讀賣新聞）

伯林の子供地獄

在伯林　ケッスラー伯

今や伯林市民の四分の三以上は何等かの救濟なしには生活出來ない程の榮養不良に陷つてゐる……親達はまだ我慢もしやうが、子供等の哀れさは目もあてられない。……道ゆく子供は何れも之も發育不良の標本ばかりである。身體と共に荒み行く子供の精神狀態に至つてはドストエフスキーの筆も能くこれを描寫し得ないであらう。子供の犯罪が大都市の中で行はれて格別人目も引かぬ有樣である、この危險と慘狀を救ひ改善することは今では既に世界各國の經濟的援助に俟つより外ない、根本的救濟は兎も角も子供だけは何とかして救つてやらねばならぬ。然し獨逸の經濟的現狀と衣類食料の缺乏とは此子供の救濟を國內の仕事としては出來ない相談である。（大阪毎日）

犯罪手段は巧妙になる

辯護士　岡田庄作

何しろ犯人は機會を窺つて犯行するので、却々用心深い。而して犯罪其物は發覺される度に愈警戒を加へる事になる、處が我國の搜査機關と云ふ物は、現在では觀覺と聽覺を働かすより方法はないと云つてよい、だから耳や眼で判斷する事の出來ない場合には自然搜査上行詰らざるを得ない。此點になると歐洲では警察犬の活動によつて臭覺に依る搜査上の至大な便宜を得てゐるが、兎も角我國でも下層社會に犯罪の多い。其下級生活者は下駄や足駄なので、靴の樣に人の香を吸收せず、從つて犯人が逃走し易い點がある。……

拘禁生活と性慾問題

典獄　赤塚源二郎

性慾が人間の本能なる以上異性に對し全く接することの不可能な拘禁生活中に於いても性慾發動を見るは人間として自然のことである。然れども監獄は元來紀律の府であり因人の處置は一面嚴重でなければならぬ。と云つて性慾が人間本能の中にて强烈なる性質を有する結果之に對し只壓迫を加ふることも事實上不可能である。故に獄內に於ける醜行を根本的に防止するには、先づ諸種の刺戟材料を絕滅することを要するもそれは複雜なる事情の下に到底不可能であり、只其減少の途を講ずるより外無いのである。次は刺戟を受くるも性慾の發動を抑制することを得るだけの精神修養である。今日その方法としては（一）適當なる拘禁を爲すこと（二）作業に基く勤勉力行の慣習を得せしむること（三）崇高なる宗教道德心を涵養せしむることの三種によつて此を實行してゐる。（中外日報）

環境の研究

研究

文學士 佐々木英夫

前回には希臘の古より十九世紀に至るまでの環境の觀念の歷史的概觀を述べたから、引續いて現今に至るまでの學說の概要、特に地理と歷史との關係を述べて見よう。

有名なる獨逸の地理學者リッテル（Ritter 1779—1859）は其の地理書に於て、人文地理（即人とその環境との間の相互關係の研究の爲め）の綱領を述べて、自然は個人よりも遙に人民の上に偉大なる影響を與へるものであるとなし、遂に國家も國民も自然の影響の下に立つものであると云つた。又獨逸の有名な科學者で、著述家である所のアレクサンダー、ホン、フンボルト（Alexander von Humboldt 1769—1859）はその著に於て何處でも讀者の注意は、物理的自然が道德的條件又は人口の密度の上に行ふ所の永久的影響に指向けられるものだと云つた。それから獨逸の旅行家であつて著述家である所のコール（Kohl 1808—1878）は、曾に國民の品性のみならず、敎育も亦政治的影響を蒙るものであると述べ、次で天賦に負ふ所のものと、環境に負ふ所のものとの間の區別をすることは困難であるけれども自然の影響は無視することは出來ないと云つた。自然主義者なるカール・エルンスト・ホン・バーエル（Karl Ernst von Baer）は個々の國民の社會的關係と一般に人類の歷史に於ける外部的性質の影響とを信じた。然るに地質學者ベルンハルド・コッタ（Bernhard Cotta）は、獨逸人の生活に於ける土地と地質的構造の結果を示さんとした。又リール（Riehl）は自然と人間との間の有機的關係を發見して、「人は只自然に負うた範圍内に於てのみ發展し得るものである」と云ふことに承認を與へた。又ラッツエル（Ratzel）の政治地理（Politische Geographie）の大にして且つ永久的な功績は如何に密接に國家が其の物理的環境に束縛せられるかを示したことであると稱せられてゐる。

ヘンリー・トーマス・バックル（Henry Thomas Buckle 1821—1862）は有名な英國の歷史家で「英國文明史」（History of Civilization in England）の著者であるが、其の書の第二章に於てインド、エヂプト、メキシコ、ペルウ、等の文明に關しては、主に氣候食物及び土壤の關係の影響の大なることを示した。獨逸の古物學者であり且つ歷史家である所のクルチウス（Curtius 1814—1895）は、希臘史（The History of Greece）の第一卷第一章に於て土地と人民とを考へた而して其の一部分では（九頁—一八頁）希臘の地理的記載をなし他の部分では（一九頁—二五頁）土地と人民との間の關係を指摘した。又其の著「アテンの土地と氣候」（Boden und Klima von Athen）に於ては、アテンの物理的環境とアテン人との間の相互關係を示した。英國の歷史家にして政治家なるヂョージ・グロート（George Grote 1761—1871）は、希臘史に於て住民の政治的關係及び其の知的發展の結果を示す爲に、希臘の一般地理及び境界に關する章に就て四頁を費したそして其の殘は希臘の地理を書いた。それから又チンメルン（Alfred E. Zimmern）は、其の著 "The Greek Commenwealth, Pribies and Economics in Fifth-Century Athens" に於て希臘文化の物質的環境の主なる狀態を明に取扱つた。卽ち(1)地中海の範圍、(2)海、(3)氣候、(4)土地、(5)友情及び(6)輿論の規則の項目の下に、希臘の制度の環境の影響を論じた。既に一八六四年にヂー・ピー・マーシ（G. P. Marsh）は "Man and Nature, or Physical Geo-

graphy as Modified by Human Action (London)" に於て、其の環境に於ける人の反動の問題を研究した。英國の化學者にして生理學者であり且つ歴史家なるジョンウキリヤム・ドレーパー (John William Draper 1811—1882) は、其の著 "History of the Intellectual Development of Europe" に於て個人並に團體國民及び一般人類は物理的條件の支配の下にあるものであるとしたかくて彼は歐羅巴の地形 (topogrophy) 氣象學 (Meteorology) 及び世俗の地質學的變化が如何に其の住民に影響したかを指摘した。全體に於て彼は環境の力を誇張して人間の力を無視した。てはあるが彼の強硬な斷言は人に關する環境的效果を著しく明瞭にした。ムジュール (Mongeoulle) が其の著 "Les Problèmes de l' histoire" に於て述べた所は全然一方に偏した地理的の原理である。彼の意見によれば歴史は全く地理的環境である。彼によれば環境は作者であつて、人は史劇の俳優に過ぎないのである。彼は環境を歴史に於て一般に最も有名な敘事詩又は社會的及び歴史的生活に於ける偉人とした。そして獨逸佛蘭西、及び英國の三つの歴史學派の傾向は、各當該國の環境の相違に依存するものであるとした。

メチニコフ (Léon Metchnikoff) は其の著 (La Civilisation et Les Grands Fleuves Historiques) に於て人と社會に關する環境の影響に若干の注意を拂つた。然れども彼の重なる注意は人間の進化に關する水圏 (hydrosphere) の部分の動作に關してであつた。彼はペッティゲル (C. Böttiger, Das Mittelmeer, Leipzig, 1858) に從つて、之を三つの環境に區別した。即ち河川的 (fluvial or potami'e) 地中海的 (Mediterranean or thalassic) 及び海洋的 (Oceanic or universal) 環境である。この根據に基いて彼は世界史を三時期に區別して、

(1) 河川文明の時期 (the Period of the fluvialcivilization)
(2) 地中海文明の時期 (the Period of the Mediteiranean Civilizations)
(3) 海洋文明の時期 (the Period of the Oceanic Civili

sations) とした。河川期又は古代と云ふのは開闢から紀元前八百年頃迄であつて埃及メソポタミア、印度及び支那に於ける四つの大きな文明を云ひ、地中海期又は中世期は紀元前七百年頃即ちカルタゴの建國から、カロロ五世に至る迄で、近世期又は海洋期と云ふのは、(甲) 大西洋期 the atlantic epack と (乙) 一般期 the universal epock とに分つことが出來る (甲) はアメリカの發見から十九世紀の中頃までであつて (乙) は其の以後の事であるとした。彼はナイル・チグリス・ユーフラテス・インダス・ガンヂス・黄河、楊子江等の歴史的の川を擧げた、其は此等の中には四つの大文明があるからである。即支那、印度、アッシリヤ、バビロニア、及び埃及の遠い古代の文明は凡て河川地方に廣がつたのである。凡ての川はメチニコフには氣候、土地、地形、及び地質學的構成の生きた組織としてあらはれたのである。即ち埃及支那、印度及びメソポタミアはその例である。彼は此等の四つの古代の王國の各は、其れの發生地として役立つた所の國家の水學的 Hydrological 組織の自然的結果又は成果であつたこと、そして古代の全體の歴史に於て、歴史は環境の特定の地形學上の (Orographie) 特質によつて、一部の人類に強いた力ある勢力は土地であつたことを發見した。メチニコフは此等の帝國に關して「環境は歴史の眞の創造者には重要なものである」と、論斷した、けれども彼は河川又は地理學上の宿命論者でないことは勿論である。

ベービシグトン (W. D. Babington, Fallacies of Race Theoriesas applied to National character, Longmans, Green & Co., 1895) の歴史を負ふ所の環境の力の研究は羅馬帝國、獨逸、及び支那に於ける人種的原理の迷誤を指摘した。シェーラー (N. S. Shaler) は "Nature and Man in America" に於て一方には有機的生活に關する環境の動作を研究し、他方にては人民の發展に關する地理學的條件特に北米に於ける人の發展に關して研究した。八十年代の中頃以來英國の歴史家故フリーマン (E. A. Freeman 18

23—1892) 及び有名な政治家にして學者を兼ね、"The Holy Roman Empire" 及び "The American Commonwealth" の著あるブライス (Lord James Bryce 1838—?) の指導の下に、「興味の著しき恢復」は物理的環境を人及び人類社會即ち制度及び歷史に關係あるものとして研究することが、英國に於て公示された。それからヘルモールト Helmolt が其の著 "the History of the world, A survey of Man's Record" て發表した意見の要點は、彼の物理的環境と人との關係地理と歷史との關係、彼の地理的外圍に關する人間の從屬關係の研究てある。ヘルモールトの歷史は「物理的環境の光て歷史を取扱つた。——其の根據は、所謂根本的に地理學的てある。」それはラッツエルの精神中に考へられた。それは第一に世界史の說明の奉仕として、土地及び國民的敎化を持來した。ヘルモールトの "Great cooperative History of Mankind" は自然と地理の重な影響を強調するとグーチは云つた。

ジョーチ (Rev. H. B. George) は "the Relations of Geography and History" に於て、「如何に此等の地理學的原因が凡ての歷史を通して働くか、」假令「此の事業は人類の歷史に關する地理學的條件によつて行はれた凡ての影響を記載することの重要な事業を企てることを要求しないても、第一に一般的に、而して次に歐羅巴諸國の關係に於て働くかを組織的に指摘すること」を企てた。

スモール (A. W. Small) は其著 (General Sociology, Chicago, 1905. P. 53) てゲッデス (Prof. Geddes, of Edinburgh) は英語を語る所の世界ては歷史の人類地理的概念の最も有力な說明者てあると云つた。又近年の最も創造的て且つ重要な歷史的作物の一つてある (History of Rome) の著者にして犯罪學者として有名なロンブロゾの養子て伊多利の著名な歷史家てあるフエレロ (Guglielmo Ferrero) は其の著に於て歷史は全く地理て研究すべきものだと云つてゐる。又ジーゲル (Robert Sieger) は地理學的根據から塊

匈國の歷史と政治とを說明しようとした。それからハンチングトン (Ellsworth Huntington) は其の著 (the pulse of Asia, Boston & N. Y., Houghton, Mifflis & Co, 1907) て歷史の地理學的基礎を說明した。

又コロンビア學派及其の他のもの (Columbia School of Sociological historians and others) 例へばロビンソン (James Harvey Robinson's the New History, Essays Illustrating the Modern Historical Outlook, N. Y. Macmillan, 1912) の如きベヤード (Charles, A. Beard; An Economic Interpretation of American Politics, Macmillen; 1916) の如きは、物理的即ち經濟的及び地理的、並に社會的環境と云ふ語て、歷史を說明してゐる。經濟的地理學はマックファレーン (John Mc Farlane) に從へば物理的環境特に土表の形狀及び構造、その地の氣候的條件及び各地が人の經濟的活動に及した影響の研究として定義することが出來よう。又有名なセリグマン (Seligman, the Economic Interpretation of History, N. Y. the Columbia Univ. Press, 1912) は近世の經濟地理の研究は只環境の影響の研究の擴張てあると云つた。

最近にサリイスベリー (Rollin D. Salisbury) は「地理學は生活及び其の活動に取つては物理的環境の關係を取扱ふ所の科學てあると云つた。此の意味ては地理學は一方に於ては地質學、觀相學及び氣候學、他方に於ては動物學植物學社會學經濟學及び歷史の間を結び附ける所の連鎖物てある。」云々と云つた。

妻と夫と家庭と社會

家庭は妻にとつては至寶だ。夫にとつては社會の方がしば〳〵家庭以上の引力を示す。社會奉仕の、良心誠意のと云へば、立派だが、一身の世俗的功名心が、むしろ適當な稱呼てある場合がある。

東洋に於ける赦宥思想の研究

武田慧宏

大赦に關する東洋の精神は、德是善政、政者在愛民との仁惠觀に出つるものにして、王者の政は民を愛するを以て基本となし、刑を設くるは寔に已むを得ざるに出たる權道にして、機會だにあらば仁政の本義に立ち還らんとするに存する。故に其精神大に高尙遠大なりとす。西洋に於ても已に希臘語の大赦は記憶を失すること、卽ち遺忘といふ意味にして、罪刑者の過失を忘るゝに出づ。嚴格なる正義觀念より發足したる刑罰も時ありて忘るといふなり。されば大赦の效果は東西相異なる所なきに似たれども精神に於ては頗る同じからざる所あり。卽ち西洋の大赦は義の觀念より出で東洋の大赦は仁の觀念より出づ。

——鵜澤法學博士——

一、緒言

本誌前々號に譯載してあつた北米合衆國イデヤナ州知事グードリツチ氏の赦免權に關する意見を見ると、『法律は一般的固定的であつて個人的事情に順應する性質を缺くものであるから、行政者が高遠なる正義觀念に基きて、其嚴肅性を緩和して、實際的事情に對し均衡宜しきを得せしむる爲に赦免權を行使する必要がある』との趣旨にあるやうである。現今に於ては其他に特赦減刑復權があつて、共に曾なる大權事項に屬するは帝國憲法の條章に炳として明かなる所である。隨て現今に於ける赦宥思想を研究の對象とすることは寔に畏れ多いことゝ思ふ。しかし是を歷史に鑑み國狀に照して、我國はまた西洋諸國の取れる赦宥とは異なれる深遠なる由來の存することを闡明したいと希望するより、先づ印度、次に支那の斯の思想の一端を擧げて以て、我國に及びたいと考へる。

是れ恐らく現今法治國の赦宥觀念を說明したものと認めてよからう。元來西洋各國の赦宥は大赦に始まり、希臘語に於て大赦を『アムニスティア』と稱し、『政治を忘るゝ』或は『惡事を忘るゝ』といふ意である。此語源から多少の轉訛をなして西洋各國の赦宥の名稱となつて居る。(英 Amnesty, 佛 Amnistie, 獨 Amnestie.) 畢竟是れ國家の主權者に屬する刑罰權——公訴權並に刑執行權の拋棄作用である。

我國に於てもまた、恩赦の始まりは大赦にあるが、

二、印度

東洋に於ける世界最古の國の一として、又此國に發達せし宗教哲學等によりて東洋諸國の文化的基調を供給せし點に於て、印度は興味ある研究題目であらねばならぬ。それはともかく、印度といふ國は世界中稀に見る沒歷史の國であつて、隨て法制の變遷等にも見當が附き難いが、高楠博士、木村學士の說によれば極めて大摑みに之を三期に分つことが出來る。卽ち第一期は西曆紀元前千五六百年頃から千年頃に至るので、印度アリヤ民族が波斯人と分れて先住民族を征服し自己の地位を確定した時間である。第二期は西紀前千年から同五百年位まででアリヤ民族の發展期ともいふべく同時に宗教專門の波羅門族と政治軍事を獨占する王族と農工商專門の吠舍族と勢作奉仕を專務とする首陀羅族との四姓の差別が劃然されて、波羅門の勢力大に張つた時期である、故に又此期を波羅門時代ともいふ。第三期は西紀前五百年頃から今日に至る間で、其初期には王權の擴大を見、凡ての文化的事業は國王の方針によりて左右せられて居つた。此時代に佛陀誕生せられて、爾來千年餘、印度文物の燦然たる狀況を呈して居つたが、後ち有力なる王期を缺き、續いて回敎徒の侵入となり、更に今日の有樣に陷つた。

さて印度の法典(Dharma Sūtra)は何れの古法典にも通有せる如く、宗敎的祭祀の法、日常生活の道德、習慣、及今日の所謂法規を包含するものにして、

前記第一期第二期時代に成立した四吠陀（印度經典の名）の中に必ず包含されてある。其の中國王卽ち刹帝利種は刑罰に對しては公正なることを期して一毫の私意を挾むを許さない。

若し國王が過つて罰すべきものを免した際は、自ら一晝夜斷食して、その帝師は三晝夜斷食してその罪を謝せねばならぬ。これに反して、若し無辜の者を罰することあらば帝師はクリッチュラと稱する苦行を行じ、國王は三晝夜斷食せねばならぬ

——ヴシシュタ法典——

こゝに帝師といふは國王の顧問、又は參謀となれる婆羅門族をいふのである。この箇條は強き正義觀念に基いたもので、赦宥と何等關係なきやうであるが、實はまた刑罰に對する國王の責任觀念は仁慈を旨としなければならぬことを暗示するものでなからうか。次いで第三期の初頭に釋尊出生せられたが、其時分には前記の如く王權の恢興と共に恩赦は嘉祥に對する國王當然の處置となつて居つたやうである。卽ち釋尊の誕生につき其父王が歡喜の餘り、種々なる發令をなされた中に明瞭に恩赦のことを上げてある。

時に淨飯王、復、更に、重ねて諸臣等に告げて言く、『卿、諸臣等、我が太子の爲に、國內の有ゆる禁繫の囚徒は、皆悉く放赦して解脫を得しめ、乃至、一切の諸禽獸等、亦、並に放捨せよ』……『一切の群臣、皆聚集し、天下の囚繫に、普く放すの恩あり』

——佛本行集經——

是れ卽ち、釋尊の父王たる淨飯王が、太子の出誕を喜び、普く其惠澤を囚徒乃至禽獸にまで施された事實である。此の普施は後世東洋恩赦の典型となることを記さねばならぬ。

釋尊一代の敎說に於て刑罰に對する所見を窺ふに、本來佛敎は國家社會に健全なる秩序の必要を力說し、一切人類の墮落を防止して、善道に勇進することを奬むるを本旨とするから、刑罰の如きも庶民敎化の一方法として、治世上必要なりと認め、且相當に的確峻嚴でなくてはならぬとまで言はれてある。（金光明最勝王經。彌蘭陀王問經等の所說其他に刑罰並に牢獄を譬喩に用ゐし時の事例に徵して知る）。しかしながらまた一方には一切衆生の苦惱を解脫せしめ、安樂自在を與ふるを敎旨とする所から、牢獄に苦しむ者を救濟し、之を自由ならしむる爲の努力は佛陀の最も勸奬し給ふた所である。佛陀が世に出て道を成せられた目的の一も玆にあるとせられる。卽ち佛成道の瑞祥を上ぐるに

『時に、此の大地、六種に震動し、一切の衆生、一向に皆極妙の快樂を受けて、諸苦に惱まず。中略。牢獄の繫禁は、悉く皆脫するを得て、枷鎖自然に解散し……』

——佛本行集經——

とある。是れは盲者が見、聾者が聞き、根不具足者が具足し、貧者が富み、痩者が肥ゆるといふと同じに說いてあつて自然作用の如くにあるが、實は一面佛敎信奉の結果、外物の係累に囚はれずして、精神的飽滿と自由とを得ることを象徵したとも云へる。又一面には佛陀成道の理想が此點に存し、隨て佛敎を信じた者が各自此理想を實現することに努力すべきことを示したものとも見られる。卽ち近い、例が釋尊在世中に波斯匿王と末利夫人との間の愛孃である勝鬘夫人が深く佛敎に歸して、自ら釋尊の前に誓ひし十箇條の受といふものがある。受とは字の如く敎を受けて背かない意味である。其の第八受に

世尊、我今日より乃し菩提に至るまで、若し孤獨、幽繫、疾病、種々の厄難困苦の衆生を見ては、終に暫らくも捨せず、必ず安穩ならしめんと欲し、義を以て饒益し、衆苦を脫せしめ、然る後に捨せん

——勝鬘經——

とある。此の勝鬘經は我聖德太子、推古天皇の御前に於て三日間講讀せられた上に、自ら註疏を書かせられたものである。其の註に『少クシテ父ナキヲ孤ト曰ヒ、老テ子ナキヲ獨ト曰ヒ、困窮ニアルヲ幽ト爲シ、枷鎖アルヲ繫ト曰フ、形惱ムヲ疾ト曰ヒ、疾ノ甚シキヲ病ト曰フ、我ニ在ルヲ厄ト稱シ、彼ヲ談

ルヲ難ト曰フ、自ラ豈スルヲ困ト曰ヒ、外ヨリ逼マルヲ苦ト曰フ』となる。とにかく阿踰闍國の友稱王の妃である勝鬘夫人が佛の教を信受するの證徴として囹圄に在り、枷鎖（枷ハ頸カセ鎖ハクサリ）に繋がれて居る者を暫くも捨て置かず、其苦を脫せしめんと誓つたは、當時、釋尊の弟子となりたる多數の國王の代表的宣言とも見られる。又華嚴經には、

菩薩摩訶薩、牢獄の衆生の諸の楚毒を受くるを見るに、或は縛せられ、或は打たれ、幽冥に閉在し、杻械（杻ハ手カセ械ハ足カセ）枷鎖に拷掠せられて血を流し、饑渇忍び難く、裸形にて羸瘦し、被髪に身を覆ひて、無量の苦を受くるも、能く救ふ者無し。菩薩摩訶薩は是の如き等の苦の衆生を見已りて、或は財寶妻子眷屬を捨て、或は己が身を捨てゝ、彼の獄中に於ける苦の衆生を救ふこと、大悲菩薩、善眼王の如し。菩薩摩訶薩は彼の獄中より衆生を出し已りて、其の須むる所に隨ひて之を給施す。或は醫藥呪術を以て彼を安穩ならしめ、先づ歡喜せしめ、復た爲めに法を說きて、皆悉く不放逸の善根に安立し、正覺の法に於て心退轉せざらしむ

——六十華嚴第十七卷第二十一の四——

これ最も著しい經文であつて、獨り獄中に苦しむ衆生を救ひ出すのみでなく、更に出獄後に缺乏する物資を充たし與へ、且單に物質的救助を以て滿足せず、進むて精神的に善道に安立せしめ、始めて正覺の法から退轉せぬことを期するにありて、實に堂々たる思想と曰はねばならぬ。而して佛弟子たる菩薩の此の救濟的業績が、善眼王と稱する國王を以て例證されてある。善眼王とは如何な事蹟を有する人であるか、單に理想的人物であるか、後の研究に讓りたい。とにかく釋尊の教義を要約して見ると、

一、刑罰は國家の秩序を保ち、人類の墮落を防止する爲には存在しなければならぬ

二、しかし、刑罰權を有する國王が、獄囚を赦宥して、其苦惱を解脫せしむるに努むることは當然である

三、右の赦宥は慈悲善根の行爲にして、常に菩薩心を以て執行しなければならぬ

以上の敎旨を最も具體的に表現したのは阿育大王（Asoka）である。同王は西曆紀元前約三百年頃に生れ、中年より深く佛敎に歸し、版圖殆ど全印度に及び、數十萬の人民を統治するに佛敎の精神に則つたのである。其卽位第二十六年に錄せしめた布告文に曰く、

朕は數十萬の民を治めむが爲に持繩者（種々の說あれど要するに裁判及行刑官吏なり）を任命し、これをして確實無畏にその職責を全ふし、民に安寧と幸福とを與へ、又恩惠を施すことを得せしめむが爲に、彼等に許すに賞罰の自由を以てせり。（中略）

朕は行政に處罰に、統一の存せんことの願はしきが故に、更に命令を宏む。曰く。死刑と決定せられ宣告せられたる囚人に三日の猶豫を許與すると。この間に罪人の親族はこれに勸むるに深き定念を以てし、その生を救脫せんことを望み、然らざれば臨終の正念を進めむが爲に、願供を捧げ、斷食を行ずべし。

朕は罪人の監禁の間すら、後世に得益せむこと、及び民の中に自制と寬仁とをもつて、諸種の善行の增長せんことを願ふ。

又曰く。

朕が第廿六回の卽位日を重ぬる歲月の間に朕は二十六回四人を放釋せり。（森林太郎氏外一人著阿育王事蹟）

卽ち阿育王は卽位二十六年間年々一回の恩赦を行つたのである。又死刑者に猶豫を與へ、親族をして敎化せしめたるが如きは其用意の周到なることが知れる。

其他の印度國王の事蹟は前陳の如く歷史を缺如する國柄ゆへ凡て甚だ明かならざるが爲に、赦宥のことも未だ多く存在するか否か、知るに由がないがこゝに上げた佛敎に關して現はれた赦宥思想が、我國に及ぼした影響は甚だ大きいことは明白な事實である。（此項了）

刑事人類學の基礎（二）

フエリー氏犯罪社會學第一章

勝水淳行

刑事人類學の研究法　然らば刑事人類學とは何か。而して吾人を犯罪社會學に關する一般的結論にまで導くべき論據は何か。カルフワージュ（M. de Quatrefages）の定義によれば、一般人類學は人間の自然史である、そは恰も、動物學が動物の自然史なる如く。刑事人類學は種々なる人類中の、單一なる研究である。換言すればそは犯罪人の自然史である。

刑事人類學は、犯罪人の有機的及び心理的組織を研究する。而してその犯罪人の生活が物理的社會的外圍に關係せるものであるとすることは、恰も人類學が、一般の人類及び種々の人種についてなす如くする。

先きに論述せる如く、犯罪に對する古典的觀察者は、犯罪の樣々の罪を抽象的に考究して、犯罪を以て證據のある、評價することの出來る、知能及び感情の正常な狀態の型にあるものとする。

これに反して犯罪に對する人類學的觀察者は、先づ第一に直接の觀察によつて研究する。卽ち解剖學的に、生理學的實驗室に於てせられ、又監獄や癲狂院に於て、有機的に物的に觀察せられる。而してその方法は、正常人の模型的の特質と比較すると同時に、又狂者や變質者の（degenerate）特質と比較しながら觀察する。

先づ刑事人類學の一般の概念を譯說する前に、本書の第一版に於て述べたことを力說する必要がある。そのことは、我が反對者は、屢々それを等閑視する處のものである。そは卽ち犯罪人に關する人類學的基礎材料の術的價値と、犯罪社會學に於ける科學職分とを、截然として區別せねばならぬことてある。

犯罪の自然史を作り上げる所の刑事人類學の研究者に取つては、各々の特徵は——それから導かれるかも知れない所の、社會學的結論には關係なく、それとは全然離れて——それ自身のみて、或は解剖學的、或は生理學的、或は心理學的の價値を持つてゐる。これ等の生物學的心理學的特徵に對する術的研究は、刑事人類學なる新科學の特別の事業である。

刑事人類學と犯罪社會學との關係　人類學者の結論たるこれ等の材料は、犯罪社會學者に取つては單に出發點たるに過ぎない。その社會學者は、この人類學者の得た材料から、法律的及び社會的結論に達する筈てある。

刑事人類學がその科學的職分に於て、犯罪社會學に對する關係は、恰も生物學的諸科學が、記述及び實驗に於て、臨床學的處置に對する關係の如くてある。換言すれば犯罪社會學は、刑事人類學の研究に、纏縛せられてゐる必要はない。そは恰も臨床學的に處置する人が、必ずしも生理學者や解剖學者てあることを要しないと同じてある。

勿論犯罪人に對する直接の觀察は、犯罪社會學者に取つても、甚だ有益な研究てあるけれども、犯罪社會學者の唯一の任務は、犯罪の生物學的方面に關する犯罪人類學的實證的基礎、及び物理的並に社會的外圍の影響に對する、統計的基礎の上に——單に抽象的な法律的三段論法を以て滿足せずして——法律的及び社會的推論を學ぶるにある。

これと共に又一方に於て、刑事人類學に直接の關係を持つべき問題、例へば或る特別なる生物學的特質、或はその進化的意味に關する問題等は、犯罪社會學に於ては、直接何等の義務もなければ亦價値もない。犯罪社會學は只單に刑事人類學の根本的にして且つ最も明白な材料のみを使用すればよいのてあ

る。それであるから、頭蓋指數（(Cephalic index)）や殺人者の上顎の横斷的測定（(transverse Measurement)）とその犯罪の責任とは、如何なる關係があるかと云ふ樣な問題を起すのは、甚だ間拔けた（Clumsy）仕方である。こんなことは人類學的の材料であつて、犯罪社會學の科學的職分としては、甚だ間違つたことである。而して犯罪社會學が刑事人類學に對して提出することの出來る、唯一の正當な問題は次の如くである。

一般に犯罪者は、正常人であるか、異常人であるか。而してそれは如何なる點が正常であるか異常であるか。

若し彼れが異常人であるならば、或は彼れが異常である時は、どこからその異常性が導かれたか。又その異常性は先天的であるか、後天的であるか。或はその矯正は可能であるか、不可能であるか。

異の問題はこれ丈けしかない。而も尙ほ犯罪の研究者をして、社會が犯罪に對して自らを防衞する爲めに、執ることの出來る手段に關する、實證的結論に達せしむるには十分である。

有機的及び心理的組織に於ける研究　同時に又研究者は、刑事統計學からも、他の結論を導くことが出來る。これまで刑事人類學によつて、建設せられた材料に關しては——細かなことはそれ〴〵專門の著書を參照せねばならぬが——次ぎの如きことが、繰り返されねばならぬ。

卽ちこの新科學は、犯罪人を有機的及び心理的組織に於て研究することこれである。何となればこの二つのものは、人間の二つの離すべからざる方面であるからである。その研究の順序は、犯罪人の有機的研究——解剖學的並に生理學的の——から、初めるのが自然である。何となれば機能より先きに機關を研究せねばならぬ如く、道德より先きに物的の事を研究せねばならぬからである。

けれども亦これは多くの誤解や、一方に偏した批評を生ずる——而してその誤解や批評は今日にもなほ止まない——なぜかと云ふに、刑事人類學は、犯罪を頭蓋骨の構造、又は腦の襞の單なる結果に挾めるものとして、非難せられるからである。事實はこうだ。純粹の形態學的觀察は、腦及び身體全體の、組織學的生理學的研究の豫備的階段に過ぎないからである。

犯罪人の頭蓋及び腦　頭蓋學、特に犯罪者の二つの顯著にして特色あるタイプ、卽ち殺人者及び盜癖者（(thieves)）に關する頭蓋學に於ては、正常人と比較して、頭の形が疑いもなく劣つてゐることを示してゐる。並に又正常の型から、屢々遺傳的及び病理學的に異つてゐることを示してゐる。

同樣に又犯罪人の腦の實驗によれば、形態及び組織學的タイプに於て、劣つてゐることを示すと共に又多くの場合に於て、生存中は發見することの出來ぬ病氣の兆候を持つてゐる。かくして過去二十年の間、この種の問題に於て、特種の聰明を示したドーリー（(Dally)）は曰はく、死刑執行の後、屍體解剖に附せられた、凡ての犯罪者は、大腦的傷害の證據があると。

囚人の畏

此日の午後二時頃に、自分は懲罰言渡しを受るべく房所の羊ともいふべき態度で、典獄室に連れて行つた、何だか看守たちに顏を見られるのが愧しい。典獄にも極りが惡い、もし假りにも自由が許されるものならば、どんな犧牲を拂つても行きたくない。社會で犯罪をして遂に捕縛された時よりも猶ほ寂しいのだ。心細い感じが湧いてきて、それを抑へようとしても漲ぎつて自分俺ふ囚人たちはよく『減食なんかとちつとも怖くないが、懲罰言渡が怖ろしい、それよりも、反則して發見されて懲罰言渡しまでのところが怖ろしい』と言つて居る。眞實だ、懲罰になつてしまへば、もう覺悟してしまふから、何でもないのだが、決定するまでといふものは、まるで寢に骨を刨られる思ひをするものなのだ。（獄中八年の回顧）

知能低格の一表徴（三）

（主に數の具體化について）

文學士　寺田精一

一

知能低格なるものが、抽象的事實を理解し判斷し想像し又それを適當に使用することの出來ないことは、文字の場合に於てもこれを大凡察することが出來るが、尙この關係は數に於ても見られる。數は吾々の有して居る抽象的事實としては比較的に簡單なるものである。而して知能の發達したものに於ては單なる數の概念は極めて明瞭なるものとなつて居り、これを自由に使用することが出來る。けれども吾々の知能の發達上について見る時には、初めから數の概念が明瞭になつて居るのではない。卽ち幼い子供などは、假令其の所有する玩具等の性質や種類から、數個のものを自己の所有と主張することは容易に出來ても、それを數で表示することの不可能な場合は決して珍しくない。かかる事實は、未開な民族に於ても亦多く見られることであつて、數十頭の家畜は、これを自己の所有として他人の所屬のものと識別し得るも、然かも數へ得る數は片手の指の數たる五を越ゆることの出來ないやうな例がある。兒童が知的に少しく發達して、抽象的事實を解し得るやうになると共に數を使用することが漸次に容易になつて來る。けれども尙初めに於ては自己の手の指換言せば具體的のものを借りて、數を使用するに留まつて居る。それから一層進むと指と數とを照合しつつ行はなくとも、數の使用が可能となるのである。

二

かくの如く數の使用は知能の發達と共に進むものであるが、白痴にあらざる限り、數を相當に具體化することは出來る。其の最も單純な場合は、與へられた數を指や石塊や木片などで表示するものであるが、稍複雜したものになると、特殊な約束の下に數の具體化の行はれ得ることとなる。かかる稍複雜化されたものの內、比較的に容易なものは、平面上に數個の直線で圍まれた幾何學的凸多角形を畫くことである、三角形とか四角形とかいふ如きそれである。尤も角が多くなると、却つて困難な仕事になるけれども、八角以下ならば、さして困難な仕事といふことは出來ない。私は、このやうな意味から、犯罪者に三角形と四角形と五角形と六角形とを畫かしめて、彼等の知能の程度を知る一つの方法として試みたのである。

三

私の試みたのは、先づ滿十八歲以上二十歲未滿の未丁年犯罪者百十二名を被驗者として行ひ、上の五個の幾何學的凸多角形を、仕事の容易なる途をとつて、角の少い三角から始め、順次に角を增して八角に至らしめたのである。而して實驗の時間は充分に與へたのである、卽ち畫けるまでの時間を與へたのである。この實驗の結果は次のやうになつて現はれた。

五個共誤りなく畫き得たるもの	七五人　六六・九％
八角形のみを誤りしもの	一五　一三・三％
八角形のみを畫き得なかつたもの	三　二・六％
六角形と八角形との二つを誤りしもの	五　四・四％
六角形と八角形との二つを畫き得なかつたもの	一

五角形六角形八角形の三つを誤りしもの	三	二・六%
五角形と八角形との二つを誤りしもの	四	三・五%
五角形のみを誤りしもの	三	二・六%
五角形六角形八角形の三つを畫き得なかつたもの	一	
五角形を誤り八角を畫き得なかつたもの	一	
八角形を誤り五角形を畫き得なかつたもの	一	

但しここで誤つたものといふのは、一定の圖形が出來上つて居て然かも誤つたものを、畫き得なかつたといふものは、畫きかけて中止したものと全然畫かなかつたものを含めていふのである。これで以て見る時には三角形、四角形、五角形、六角形、八角形を滿足に畫き得たものが全體の約六七%であつて、其の殘りの三三%は、滿足に畫き得なかつたものである。而して八角形のみを畫き誤り、又は畫くことの出來なかつたものが、全體の一六%になつて、滿足に畫き得なかつたものの約半數を示して居るのは、いふまでもなく角の數が多くて、それを適當に具體化して表示することが困難であつたといはねばならない。この八角形のみを失敗した以外のもの、卽ち全數の一七%は、何れも他の圖形にも失敗したものである。

そこで次に被驗者の表示した圖形の方面から別けて見ると、左のやうな結果になつて居る。

三角形を誤れるもの又は畫き得なかつたもの	〇	
四角形を誤れるもの又は畫き得なかつたもの	〇	
五角形を誤れるもの	一一	九・八%
五角形を畫き得なかつたもの	二	〇・九%
六角形を誤れるもの	八	七・一%
六角形を畫き得なかつたもの	二	〇・九%
八角形を誤れるもの	二八	二五・〇%

これて以て見ると、少くも私の實驗した未丁年犯罪者の三〇%以上は、八角形の概念を明瞭に具體化することの出來ぬものである。而してこれが若し突然に八角形を畫けといはれた時には、幾分困難なことが起るともいはねばならないけれども、三角から次第に角を增して畫かして行くのであるから、八角形のみを畫かしめられた場合よりも、其の仕事が容易であるといはねばならない。それてあるのに尙全數の約三分の一がこれを完ふすることが出來ないのである。のみならず八角形は普通の吾々の生活から、さほどに緣の遠い形てはなく、最も多く用ひられて居る柱時計は八角形をして居り、又八角形といふ圖形が、容易に作り上げられない程多くの角を持つて居るのでもない。但し、畫けなかつたものは、巧拙の問題ではなくて、中には頗る拙てはあるが、幾度も畫き直しては漸くにして成就したのも少くないのてある。

八角形に次いて誤りや不能の多かつたのが、角の多い六角形てなくて、却つて五角形に於て現れたことは頗る興味がある。元來、圖形ても偶數の角を持つたものは、比較的に容易に現はすことが出來るが、奇數のものは困難な傾向がある。卽ち二て割ることの出來ない角數を持つたものは然らざるものよりも、形を具體的に整へる上に幾分の考案を費す必要がある。かかる傾向は兒童に於ても見られる。兎に角、偶數の角を持つた六角形の誤りや不能なものが、全體の八%てあるのに、奇數の角を持つた五角形の誤りや不能なものは、全體の一〇・七%となつて居る。これて以て觀ると、强ちに角の數の多いことのみが、具體化する上に困難な仕事となるとはいはれないのてある。

四

今、以上のやうな簡單な數に關した圖形を、具體的に現はすことを誤つたもの及び其の不能なものが、畢

質に對して如何に組合されて居るかを見ることも、必要なことである。卽ち完全に出來たものと、完全に出來なかつたものとを、罪質別にすると次のやうな結果になつて居る。

罪質	窃盗	詐欺	横領	強盗	賭博	文書僞造	殺人	故買	傷害	脅喝	猥褻
完全に出來たもの	53	11	9	2	2	2	0	0	1	1	0
完全に出來なかつたもの	27	6	2	1	0	0	1	1	0	0	1

合計の數が被驗者の實人員よりも多くなつて居るのは、一人で二種又はそれ以上の罪質を犯したものがあつて、その罪質を各分けて加算したからである。而して調査人員が多くないから、總べての罪質について輕々に論ずることは出來ないが、右の內比較的に其人員の多い窃盗と詐欺と横領とについて見ると次のやうにいはれる。完全に出來たものに對して完全に出來なかつたものの割合が、窃盗を犯したものも、詐欺を犯したものも、何れも丁度二と一との割合になつて居るのに、横領罪のものは四と一との割合になつて居る。この事實は、窃盗犯者と詐欺犯者と横領犯者との、知能發達の問題に吾々を注意せしめるのである。尤もこていよ知能の發達は必ずしも學校教育をのみいふのではない。而して横領罪を犯したものは、この實驗で不合格なものが、窃盗や詐欺に比較して甚だしく少いのみならず、其の不合格なものは、何れも窃盗や詐欺の罪を共に有するものであつて、横領罪のみのものには、一人も不合格者のなかつた點に興味がある。

而してこの實驗に於て、二つ以上の圖形の表現に失敗したものが十六名あるが、今これを罪質について區別して見ると次のやうなつて居る。

罪質	二個以上の失敗者	各罪質の全數に對する百分比
窃盗	一四	一七・五%
詐欺	一	〇・五%
横領	一	三三・三%

この中强盗は全數が僅に三人で少きに失するから、それを除外として見て、窃盗と詐欺とを比較するに、詐欺は十七人の中で二個以上の失敗者が僅に一人に過ぎなくて、全數に對して〇・五%を示すのに、窃盗に於ては全數八十人の中十四人の多數卽ち一七・五%を有して居る。而して窃盗犯者が詐欺犯者に比較して、知能の程度の低きものを多く含むことは、一般の統計の示すところである。

かかる事實から推すと、上のやうな簡單な實驗の結果が、恰かも吾々の常識に於て肯定され得るやうな關係を示すのに注意しなければならない。卽ち生存上の劣敗者である犯罪者の中には、上のやうな抽象的な數を或簡單な條件の下に具體化することの出來難いものが多く、殊にその關係は知能の低格なものに比較的に多く含んで居る罪質に於て著しく見られる。かくてこの實驗は餘り教養されて居ないものの知能の發達程度の一面を推して知ることが出來るのである。

五

尙私は、學校教育を受けたことがなく、文字を解し得なかつた者が、監獄で自己の姓名位を辛うじて書き得る位に教育された丁年以上の犯罪者二十四名について、上述の未丁年犯罪者に行つたと同樣な實驗を行つた、これに要した時間は三十分と限つた。其の結果は次のやうてあつた。

五個共書き得たもの	九	三七・五%
一個を誤り又は不能であつたもの	八	三三・三%
二個を誤り又は不能であつたもの	五	二〇・八%
三個を誤り又は不能であつたもの	二	八・三%

而して未丁年の場合と同じやうに、三角形と四角形とを書き得なかつたものは一人もなかつた。但し五角形並にそれ以上角の多い形を書き誤つたものや不能てあつたものは、未丁年の場合ては三三%てあるのに、

この丁年の場合には六二%以上の多數となつて居る。換言せば無教育として入獄したものの約三分の二は、かかる單純な仕事を滿足になし得ないものである。のみならず未丁年の場合には、二個以上を失敗したものが、百十二人中僅に十六人であつて、全數の中一四・二% あるに過ぎないのに、無教育であつた丁年以上のものの場合には、二十四人中七人即ち全數の中二九・一% の多數が存在して居る。即ち教育程度の種々なものを包含した未丁年の場合に比して、約二倍の多數を有して居る割合となるのである。

この結果は、前項に述べた推論に更に力を與へるものといふことが出來る。即ち知能の開發されて居ないものの間では、單純な多角形を完全に畫くことの出來ないものが、比較的に多く包含されて居るのである。これで以て見ても、この簡單な實驗が、頗る興味あるものといふことが出來る。いふまでもなく數といふ抽象的概念を一定の條件の下に具體化することが、知能の低格な人々には困難な仕事なのである。從つてこの仕事を以て知能の低格を知る一つの標識とすることが出來るのである。

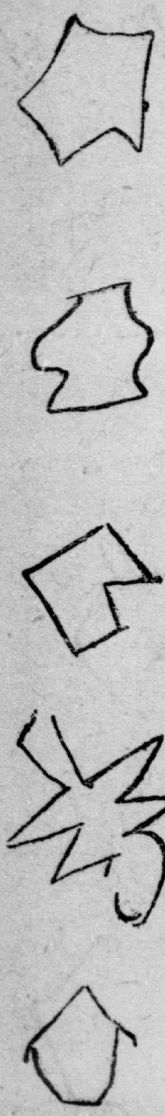
六

最後に私はこのやうな簡單な仕事が、單純な圖形から次第を追つて複雜化するのに拘らず、これが如何に困難な仕事として取扱はれ、又は表示の仕方に迷つて居るかを知る爲めに、實際上に作製された形を示さう。てそれを見ると、中には多角形の現はし方が四角までは出來たが、五角に入つて適當に示すことが出來なくて如何に現はすべきかを知らなかつたもののある外、單に四角形の位置を半ば轉じたのみで五角形と考へ、又は小さ四角形を五個積んで五角形として怪しまなかつたり、一般の多角形の條件を離れて或は花形に或は星形にされたるが如き、頗る注意を惹かしめるものに富んで居る。中には七角形を畫き其の中へ八角と畫いて八角形としての疑と不滿足とを補つたが如き、又興味あるものといはねばならない。然かしこれ等が、何れも中學卒業頃の滿十八歲以上のものの成績であることに思ひ至らねばならない。

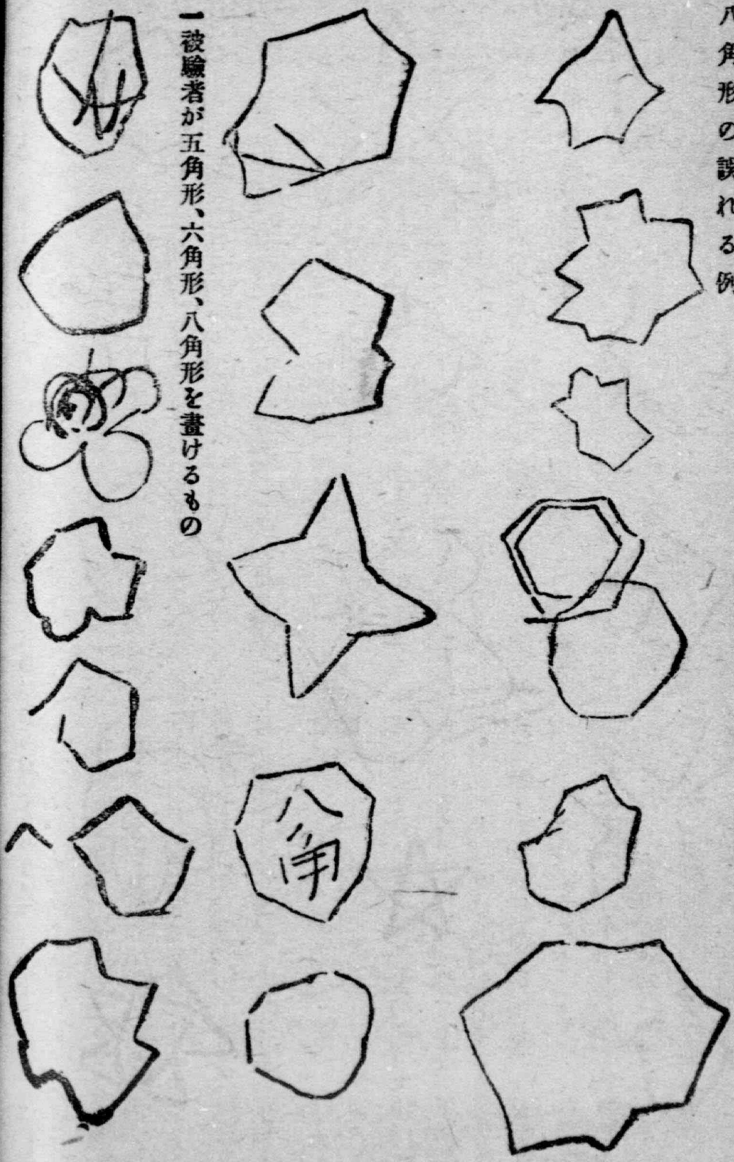
五角形の誤れる例



六角形の誤れる例



八角形の誤れる例



一被驗者が五角形、六角形、八角形を畫けるもの

これ等の實例について概括すると、一には多角形の角の數を正確に數へて居ないもの、二には凹凸其の他不規則な表現で目的の角の數は示されて居るけれども然かも三角形四角形と順次に角を增して來た普通の圖形たる凸多角形になつて居ないもの、三には如何にして表現して可なるやの知られて居ないものの三種に區別することが出來る。而してこれ等は、誤られては居るが、兎に角試みられたものである。この種のものの外に、全然出來なかつたものの少くないことを忘れてはならない。

右の實例の最後に示したものは、三十三歲の張物職を業として居つたものの畫いたもので、如何に苦心して居るかが推知されるのである。この被驗者は三角形と四角形とは出來て居るけれども五角形以下に至つて何れが何角形であるやら判斷に苦しむやうな表現を示して居る。

七

このやうに、相當な年齡に達しながら、數に關係した圖形の完全に出來ないものが、犯罪者の中に殊に敎育程度の低い犯罪者の中に少からぬことは、畢竟上に述べたやうに低能なものの少からぬことを示すものとも云へる。而して若しかかる事實を彼等の日常生活と相對せしめて考へるならば、又色々な注意すべき事實を思ひ起すことが出來やう。例へば、少くもかかる簡單な圖形の完全に出來ないやうなものに、緻密な複雜な又正確を要する仕事の出來難いことは想像に難くない。實例に示した張物職に見ても、五角形、六角形、八角形が如何に現はさるべきかも出來ないで、充分な張物職が出來ようとは思はれない。土工とか農業手傳とかいふものには、或は不完全ながら職に就き得ても、少くも優良な職工として成就をすること覺束ない運命にあるものといはねばならない。

且又この種の事實は所謂巧拙といふことには必ずしも關係しない。勿論巧といふことは更にいへなくとも、

描いが故に完全に書けないといふのではないのに注意しなければならない。換言せば抽象的のものを或條件の下に作り上げる丈けの知能の働が乏しいのに因るのであつて、筋肉運動の不健全とか、數を知らないからとかいふことより起つたものではならない。何れも刑事上の責任あるものとして處罰されて居るものであるから、十に滿たない數を數へ得ないものは一人もない筈である。事實左程に知能の低格なものは被驗者の中には一人もなかつたのである。

心の眼

——(ユーゴー)——

人の心眼は人間のうちに於て最もよく光輝と闇黑とを見出す、また、これ以上恐るべき、複雜な　神祕な　無限なるものは何も見ることは出來ない、海洋よりも壯大なる光景、それは天空である、天空よりも壯大なる光景、それは實に人の心の內奥である、人の內心の評を作らんには、たとひそれが只一個人に關してゞあらうとも又は最も下等なる一人の者に關してゞあらうとも、世にあらゆる叙事詩を打つて一丸となし一の優れたる完全なる叙事詩に爲すを要するであらう。人の內心、それは空想と懸念と誘惑との混沌界であり、夢想の坩堝であり、恥づべき諸の觀念の巢窟である。それは詭辯の魔宮であり、情慾の戰場であり、或る時を期して、考へに沈める一人の人の蒼白なる顏を通し、其內部を覗き、その闇黑のうちを窺ひ見よ、其處にこそ外部の靜穩の下に、ホーマーの描ける巨人の戰があり、ミルトンの語れる龍や九頭蛇の混戰があり、妖怪の譚があり、ダンテの云へる幼の渦がある、人の皆自己のうちに有し、それによりて臟裏の意志と生涯の行動とを測つて絕望するこの無際限は、如何に陰慘なる事實ぞや！、

——(レミゼラブル)——

雜　俎

刑事陪審官の心理

典獄　寺島勝治

(一)

現政府か重要政綱の一として居る陪審法案は樞密院に於て調査中である。其の法案の運命は分らないが、併し恐らく早晩議會に顯はれるだらう、刑事陪審員の心理狀態を研究するのも大に興味あることと思ふ。

群衆心理大家「ルボン」の說は大約下の如くてある。

一、陪審官は暗示感性發露し、推理力薄弱にして指導者の影響を受け易く、主として無意識的感情に支配されるのてある。

二、裁判の上から見れば陪審と云ふ一の群衆を組成する組織員なるものの智識の程度は重要なものてない、專門外の問題てあつたならば專門的智識は何の用をも爲すものてなく、學者連の判斷は石工や雜貨商の判定より優秀のものではない。千八百四十八年以前に於ては細心の注意を以て有識者から陪審官を選擇し、今日は小商人、被傭人から選拔するが判決には別に變りはない。

三、辯護士の心掛くべきことは陪審員に對して好感を及ぼすこと、議論を少くすること、幼稚なる論理方式を用ゐることとてある、辯護士は陪審員全部をして自說に從はしむる要はない、唯指導者として働く陪審員だけて良い。

四、陪審官は社會全般に對し危險なる犯罪、動もすれば自分達も害を受けるかも知れない犯罪に對しては嚴にして寬假しない、之れと反對に情慾に關する犯罪に就いては寬大てある、未婚者の嬰兒殺、少女の情人に對する傷害事件に就

いては苛酷なる判決を與ふること稀である、社會に對する危險少く、將來の誘惑者の警戒に就いて有益であることを本能的に感ずるからである。

五、陪審官は如何な個人をしても之れに代らしむべからざる群衆である、法は萬民に對して同一である、個々の場合に斟酌すべきものでない、法の峻嚴を緩和するには唯陪審官あるのみである、判事は憐憫を知らない、法律の條文以外に何ものにも注意しない、殺人の賊も、男に捨てられ貧苦の餘り子を殺した少女も同罪にする、陪審官は本能的に誘惑された少女は法の制裁のない誘惑した男よりも罪が輕いことを感知し酌量するからである、自分は僚閥の心理及び其他の群衆の心理を知るが故に、身に覺なき罪に問はるゝならば執政官の裁判を受くよりも陪審官の裁判を受けることを望むのである。陪審官の手にかゝれば無罪の望みあるも、執政官には絶對に其の望みはない、群衆の勢力は恐るべきものである、僚閥の權力は更に恐るべきものである、群衆は論破し得ることがあるけれども、僚閥は決して之れがない。

（二）

「ルボン」は自己の所說を實證するために左の事例を擧げて居る。

一、陪審裁判所長「ベラーテ、グラジュー」は「陪審員の選拔は事實上市參事員の手にあつて彼等は彼等の地位に固有なる政治上の考慮を基として之れを任免する、陪審員の多數は商業に從事する人であつて而も從來より重要ならざる人や行政部の被傭者である、一度裁判官の役目に當りたる上は職業や意見は別に重きを爲さない、新進の人が熱心に事に當つても、善惡の人が卑賤の地位に在つても、然らざる場合と同樣の感情を有するが故に陪審官の精神は變らない、言を換へれば陪審官の裁判は古も今も同一である」

と回想記に書いてある。

二、「グラジュー」は陪審官は其の編成より見れば平民的であるけれども、感情より云へば貴族的である、けれども威嚴に依り深き印象を受けるものである、名門家富豪家や有名なる辯護士の援助等被告人を顯著ならしむる事柄又は被告人に光彩を添へる事柄は被告人を都合良き地位に立たしめると云つて居る。

三、「グラジュー」は一人の女が陪審官の恩惠を得んとするならば、美しき容貌を持つて居るだけて良いと云つて居る。

四、陪審裁判所の辯護士「ラショー」は陪審員が有識の士なるときは其の一員に抗辯の權利を行使した、併し如此抗辯は何等の效なきを覺つたと云つて居る、又辯論中勢力ある頑固なる二三の陪審員に目を放さない、而して彼れが如此陪審員を說服することに成功した、或地方に於て四十五分間巧妙に辯論したが第七陪審官は頑固にして說伏することが出來なかつた、氏の辯論將に無效に歸せんとしたが、氏は辯論を止めて「第七席に射し込む日光を避くべく「カーテン」の引下を命ぜられたし」と裁判長に告げた、此一事に依つて七席の陪審官を說伏したと云つて居る。

（三）

「ルボン」は主として佛國のことを書かれたやうに思はれる、佛國の國民性を對象としての立論らしい。我國民たる檢事判事陪審官たるべき人は「ルボン」の云はれるやうな心性を有するや否やは別問題として、群衆心理的支配を受けることは疑がない、吾々の實驗は「ル」氏の斷定に贊同し兼ねる節もないではないが思ひ當ることもある、今は、議論を避けて氏の所論の梗概を紹介するだけに止めて置く。（完）



不得要領誌

五羊生

▲昇格問題　と云へることあり、獣格のもの、人格に進み、人格のもの、神格に進むの謂ならんか。果して然らば是蓋謎の如きものならん。されど謎も解けぬ處に妙味あり、わからぬところに趣味多く、人生寧ろわからずしてお先眞闇なるが爲めに向上の氣も生じ、進歩の爲めの努力となるにあらざるか、再思三考の値あり。

▲不可解屋　と不得要領漢とは唇歯輔車の關係を有し、現時に於ても利器となり時に寶物として重要視せらるゝことあり。尤も其反對に於て世間にわかりやと稱するものあり。此ものの見地よりせば、彼のわからずやを目して頑迷、愚痴、設理、未練の結晶體なりと屬るにあり。されど一面に於てわかりやは只急速に事を判斷するの天才ありと信じ、車掌の如く改札掛の如く萬事を急速に決定し、行詰りを顧慮せず、早呑込を本領とし、輕跳を主義として、低觸と脫線とを厭はざるにありとか。可解も可、不可解も可、我遂に何れに屬すべきかを知らず。

▲上戸に怒　上戸あり、泣上戸あり、笑上戸ありて古より上戸は此三種に限定せられたるの觀ありしが、電車内の廣告の如く、正宗の種類も今や既に數十種の多きを加ふるに至りては勢ひ、醉人の心理狀態も亦千樣萬態となり三上戸のみにては最早現代の容るゝところとならず。陶醉居士生れ、納杯先生顯はる。某君酒量さほどに多からず、知人に招かれて其席に到れば、纔に十數杯を傾くるや必ず型の如く、モー御納杯に願ひますと切り出して冥加にも杯を膳の上に伏す。主人もとより宥さず、モー一献と酬す。某君再び杯を取て飲みモー御納杯と稱して又杯を伏す、御納杯を始めてより斯の如くすること數十回、則ち御納杯を宣してより飲むこと約五合、若し此五合の量ありとせば遠慮なく始より盛に飲むを可とす。無遠慮一者、有三近憂一との孔子の金言は此酒席を指せるものにあらず、然れども納杯先生の名此時より高し。

◇　◇　◇　◇

◇　◇　◇

受刑者よりの反響（二）

河野東籬

二月上旬節分を迎へた時、愈これから下り阪になりましたと喜色を帶びての陳情は、在監人多數の口より聞ゆる所の響である、恰も峻阪の峠に辛うじて達し得て、これより下向の路に差し掛るやうな氣持がするは寒氣の減退を感ずるからである、受刑者として拘禁の身となれる者、精神上の苦惱は別として肉體上の苦痛で言つて見れば、一番苦しいことは寒さの凌ぎにくいことである、火の氣全く無き監房の中、而も煉瓦造の獨居監房と來ては、その寒さ亦一入のことである、在監人處遇上防寒の程度は如何なる點を標準として然るべきか、將又その方法は如何に之を講ずべきかは、今日閑却すべからざる問題であらふ。

防寒と鹽分の關係に就て、魚某曰く、今度の典獄殿になつて食物に能く注意して下され、殊に鹽分を多く與へて下さる樣になりましたことは、寒さを凌ぐ上に於て誠に有り難いことであります、尚夕食に味噌汁を載くと載かないとで其夜の寒さが著しく違ひます。

在監人の保健上食物の良否が著しき關係を有することは何人も承知のことであろが、その食物の選擇に就て、單に魚類獸類のやうな高價なものを少量に與へるよりは、大根や芋の如き野菜類を多量に與へ、且つ味噌汁を濃くし胡麻鹽の如き鹽分を多く與へることが、在監人一同の齊しく喜ぶことであつて、而も亦防寒上特に必要とする所である、夏期には鹽分多きに過ぎては渴を催ふして或は苦むことあるも、冬期には鹽分を多く與ふること一般の保健上殊に防寒の爲極めて必要なること、右魚某の陳情に於て之を認むることが出來る。由來行刑上公平を尊ぶ

理窟と人情

菊屋老編

△理窟と人情

他人に金を遣るにしても、十圓紙幣をむぎ出しにして、サア之を遣るといへば、大抵のものは「何だ失敬な」と憤る、それを紙に包んで水引でもかけて、誠に粗末だけれどもといふて渡せば、「どうも濟まない」というて受取るのである、理屈はむぎ出しである、むぎ出しの理屈では受取らないものも、人情の紙に包んでさし出せば喜んで受取る、さればといふて紙だけで中味を入れなければ、何の役にも立たない。

△内に求めよ

ロシアの或劇場にて火災があつた、數千の客は非常に狼狽して皆非常口に出でんとする、然るに非常門の扉は内に開くべき仕掛けに出來てあるのに、觀衆は無理に外に推し開かうとする、此に於て「人扉高く」諸君唯二三歩を退けよ、門扉は無造作に開かれん」と叫んだ、此聲に目覺めて只管外方に推開かうとした群衆は、内面に二三歩を退いた、而して容易に救はれた、以上の話

と云ふ、その公平とは苦痛の程度を平均すること是れ一の條件である、その苦痛の程度は、入監前の生計狀態や、その體質の強弱、年齢の老少、作業の得失等に由つて平均を得ること困難である、而もその最も苦痛の差を感ずるは氣候の關係である、その刑の執行期間が冬期に係ると係らざるとに由つて、著しき相違を來たすのである、一年以上の刑を受けた者は冬期を避くることは出來ないけれども、一年未滿の受刑者ならば、身體の弱き者初犯者にして身元の確實なる者は、成るべく春夏秋の間に於て執行する樣の手加減を爲すこと、行刑の公平を保つ個別的處置であらふが、若し冬期を避くることを得ざる者に對しては、防寒の方法を研究して寒氣を感受する程度の標準を立つること亦必要であると云はねばならぬ。

主義と苦痛との關係に就て、慶某曰く、私は或る主義を抱持し之を主張する爲に出でた行動、玆に犯罪として問はれ昨日愈〻刑の執行を受くることと爲り初めて懲役監に入つて見ると、その精神上に受くる刺戟、肉體上に受くる苦痛實に何とも言ふに云へない氣持がして、今日は主義と苦痛との間に板挟みになつて、主義を捨てやうか苦痛を忍ぼうかと聊か躊躇しましたが、更に飜つて是れ位の苦痛の爲に多年抱持する所の主義を改むると云ふことが出來やうかと、愈〻その板挟から免れ出ました。

右慶某の板挟より免れ出たとは、刑罰の苦痛の爲にその主義を變じないと云ふこと、是れ刑罰が其人を動かす力なきこと、換言すれば刑罰の効果は其人に對しては微弱なる事實を語つたものである。斯る人に對しては苦痛の感已に効なし只教化に待つより致方がない、是に於てか教化の任益重きを加ふ。

監獄と階級徹廢の思想とに就て、同主義の齊某曰く、懲役監に入つて特に氣持の好いのは、階級徹廢の理想の實現せることである、同じ監獄と言つても階級監に居る間は、網布を纏ふ人の傍に監視に包まれて居る者もあり、洋食はトルストイの懺悔談中にある、救ひの道は内心に求めよの教訓である。

△精神的嫁入道具

裏た他、嫁せしめんとする親は、先づ衣服や諸道具を新調してやる、金の指環やプラチナの時計は油斷なく用意せられる、かくて眼々數週間が行はれて、當分の内は四海波靜かに納まつて居るが、半年一年の後には家庭に風波が起つてくる、夫や姑に對しての嫁の不平、嫁に對する夫や姑の不滿、相互に不平不滿が出て、當事者は勿論、親や媒酌人は非常に困る事があり勝ちである、これ嫁を嫁入らせうとする親達の不用意から起るのである、卽ち物質的に嫁入道具を調へる事にのみ注意して、精神的に信仰を與へなかつた無頓着から後悔するに至るのではあるまいか。

△精神病者

京都岩倉精神病院長の談話なりといふを聞くに、精神病者の多くは一人子であつて、且つ學校を二三ケ所位轉々して居るものが多い、而して總じて彼等は音樂を好むといふのである、吾人之を未成年犯罪者、十八歲未滿犯罪者に就て見るに、共通せる狀態

を喫ひ監飯を喫して居る人の前に監獄の粗食に我慢して居る者もある、然るに玆に懲役監に還入つて見れば、智識の階級も見へず、資産の等差も分たず、身分の高下も無視せられ、權力の大小も打破せられ、總ての人々が全く平等に取扱はれて居ること、是れ吾人平生の主義が斯る所に實現せられて居るかと思ふて、一種亦言ふ可らざる快感を生じました。

尙反響は彼等平生の主義に共鳴する所ありとて痛く感激せられたものと見へる、この共鳴の點を利用して之れに共鳴する穩健の說を以て、その改善の端緒を開く可く試みたるに、頗に耳を傾くるの態度に成りかけて來た。

贈賄と其程度の標準に就て、未決拘禁中の佳某の談なりとて傳へ聞くに、今日社會一般の生計程度に於て二百圓や三百圓極めて輕微の金額である、吾々の交際仲間に於ては二百や三百の金で心を動かすやうな人はない、心を動かす價値のない金品ならば、賄路と認むることは出來ぬ筈、然るに收入の少ない生計程度の低い人の目で見らるると、その輕微の金品でも或は人の心が動くやうに思はるるかも知れない、吾々は只交際上の一種の儀例として贈つたもの、それで事を左右して貰ふと思ふてしたことではない、それを贈賄であるの何のと認めらるるは甚だ迷惑のことである。

右某の言ひ方は、その所謂收入の少い生計程度の低い余等の頭では稍〻異の感に打たるるけれども、亦時勢を能く達觀し、生計程度の高低に就て考察すれば、右の陳情亦傾聽に値すべき點ありと思ふ、紙一枚でも贈賄は贈賄、一錢二錢でも收賄は收賄と認むべき筈ではあるけれども、人心を動かす價値の有無と云ふことが、科刑上考量すべき點であらふかと思はるる。只右の如き言を吐く連中にして果して相手方の心を動かす意思がなかつたかどうかは余等の凡眼では分る筈のものではない。

を觀察する事が出來る。

△維新の名士は皆若し

維新の功臣が多く少壯の人であつた事は注意すべき事柄であるが、明治元年の三條實美は三十一歲、岩倉具視は四十三歲、西鄕隆盛は四十歲、大久保利通は三十六歲、木戸孝允は三十四歲であつた、明治新政府は實に此等少壯漢に依つて經綸せられたが之に先たちて、倒幕維新の業に奔走せしものは一段若くして、皆二十代三十代の青年であつた、橋本景岳、吉田松陰の小塚原に斬られたのは共に二十六七、坂本龍馬亦三十未滿で刺された、大村益次郎が四十六、廣澤兵助が三十九、江藤新平が四十、前原一誠が四十三、而して明治十年の亂に仆れたものでは、河野利秋四十、篠原國幹四十二、村田新八四十二、別府晋介三十一、逸見十郎太二十九。

△怒らぬ工夫

黑住教の教祖黑住宗忠は、逸事に富んだ人であるが、或時その住者から、腹を立てぬ工夫はないかと訊ねられて、宗忠答へていふには、子供を相手にして相撲の戲れをして、子供に勝たせてやる心樣へにさへなつて居れば、腹の立つものではないと教へた。

指紋原紙分類檢查成績に就て

監獄局
指紋部　藤井藤藏

各監獄作成指紋原紙に對し、大正九年中當指紋部に於て檢查を遂げたる所謂指紋原紙分類檢查成績表は、過日各監獄へ回付されたのであるから、更めて茲に紹介するのは徒に紙面を汚す嫌がないではないが、併しながら、曩に回付せられたる成績表は簡明を期する爲め、之を全國五十二の監獄に區別したのであるから、本監と分監との成績關係を詳知することが出來ないのである。

大體をいふならば、各分監の成績は、本監のそれに比し劣つて居ることは明かなる事實である、が中には本監よりも良好なる成績を示して居る分監も多々あるのである。

本監たると分監たるとを問はず、指紋擔當者諸君に於て、指紋の分類に關し、今少しく研究を進めて貰ひたいと思ふ點が尠くないのである。

却說、大正九年中各監獄作成原紙に對し當指紋部に於て檢查を遂げたる總數は、二萬一千五百九十五枚で、此內完全原紙（全く訂正を加へざるもの及び訂正を施すことあるも指紋の價に影響なきもの）一萬〇三百三十八枚、不完全原紙（指紋の價に訂正を施したるもの）一萬一千二百五十七枚であつて、又此不完全原紙に對し訂正を加へたる總數は、一萬七千八百三十六であるから、檢查原紙百枚に對するの訂正步合は八十二個五九となるのである、更に此訂正步合を、前年卽ち大正八年中の訂正步合八十九個五三と比較するときは、約七個の減少であるから、各監獄を通じての成績は幾分良好であるといふことが出來るのである。

大正九年に於ける成績優良なる監獄は、豐多摩、熊本、佐賀、前橋、巢鴨であつて、之に亞ぐは岡山札幌、廣島、沖繩、函館、浦和、橫濱、旭川である、就中豐多摩は常に首位を占めつつあるが本年は更に優秀の成績を示して居るのである。

右は本分監を通じたるものを一監獄として成績の順を述べたのであるが、若し本監と分監とを各別個のものとして成績を比較するときは、其順位に多少の變動を招き上位に進むものも尠くない、卽ち浦和札幌、廣島、松江の各本監又は小田原分監の如きはそれである。本監のみの成績に就て見るときは浦和は五番、札幌は六番、廣島は八番、松江は十二番となるのである、詰り是等の各本監は分監成績の影響を受け居るものと云はねばならぬのである、其他の各監獄中にも此比は尠くない。

本監の成績は、分監の成績より比較的良好であるが、中には分監の方が却つて良好なる成績を擧げて居るものもあるといふことは前に述べたのであるが橫濱の小田原長崎の片淵宇都宮の栃木靜岡の沼津、長野の松本、和歌山の田邊等は其著しきものである。

尙本分監相互間に於ける成績、又は前年と本年とに於ける成績比較の詳細は宜しく左表を參照して貰ひたいのである。

指紋原紙分類檢查成績比較

成績順位	監獄名	大正九年中檢查總數	同上檢查原紙百枚ニ對スル訂正步合	大正八年檢查原紙百枚ニ對スル訂正步合
1	豐多摩	一、〇〇〇	三三・五〇	四〇・〇〇
2	熊本	三二九	四三・四七	六五・一九
3	佐賀	一九八	四四・四四	六六・八七
4	前橋	一九六	四四・九〇	七五・九一
5	巢鴨	一七〇	四七・六五	六三・一三
6	岡山	六三四	五三・三一	七二・一七
	本監	五八五五	五二・九九	七一・〇四
	津山	四九	五七・一四	八〇・八五
7	札幌	九一七	五三・八七	八一・五五
	本監	六五九	四七・〇四	六九・四一
	札幌區	五四	六六・六七	一〇四・一七
	樺太	二〇四	七二・五五	一三四・五二
8	廣島	五七九	五六・三〇	五九・一六
	本監	四八〇	五〇・四二	五四・一六
	三次	一	〇	—
	島道	九八	八五・七一	八三・五六
6	沖繩	二三四	五六・八四	七二・六六
10	函館	四七七	五八・四九	六七・八九
11	浦和	三一四	五九・二四	八三・二〇
	本監	一五五	四五・八一	六八・三五

| | | |

擔保屋敷分類檢査成績に就て

本監	二〇九	一二〇・一〇	一〇九・一七			
弘前	八五	一二九・四一	一八六・五七			
45 和歌山	二一〇	一二四・七六	一一〇・八七			
本監	一七四	一三一・六一	一一五・三一			
田邊	三六	九一・六七	七二・四一			
46 安濃津	三八〇	一二九・三八	七九・六四			
本監	二八〇	一二五・〇〇	九四・六〇			
宇治山田	七一	一二五・三五	四九・三〇			
四日市	三七	一七〇・二七	七五・〇〇			
47 宮 城	四五五	一三〇・七七	一三〇・七七			
本監	四五〇	一三〇・八九	一三〇・七七			
仙臺	五	二〇〇・〇〇	—			
48 山 口	四〇〇	一三四・〇〇	一一一・二三			
本監	二五四	一四四・八八	一三三・九八			
岩國	一九	一一五・七九	八〇・五六			
下關	一二七	一一四・九六	八四・一八			
49 高 知	一五〇	一四四・六七	一〇五・九一			
50 高 松	一五〇	一六〇・〇〇	一〇七・七五			
51 千 葉	二二一	一七四・六六	二二五・五五			
本監	二〇二	一八〇・二〇	二三三・二二			
八日市揚	一九	一一五・七九	一四八・二八			
52 三 池	六	三〇〇・〇〇	—			
合計	二一、五九五		八九・五三			

備考

新刊紹介

法學博士 穗積重遠「法理學大綱」

本著は百八十五頁の菊版にして其の分量大なりと云ふことは出來ない、併し博士の序文にある如く帝大の法理學講座の講義案にして一學年約三十週一週三時間に配當したのと博士の說明と學生の思索の餘地とを存したことに想到すれば當然の結果であると云はねばならぬ、而して其の編別、其の說明は洵に手に入つたもので敬服の外ない。

一、編別は法理學の意義、法理學の分派、分析派の法理學、哲理派の法理學、歷史派の法理學、比較法學、社會學派、法律の進化、法律の形式、法律の本位の十二章とし更に節款に分類したのである。

二、說明は序文に「時には暫く通說に從ひて先づ自己の所論を其の儘紹介し時には故らに異を立てゝ未熟の私見を大膽に主張す」云々とある通り著者の高見を發表せられたのである、博士が社會法學を論明して「從來の法律學は法律生活の諸現象中の一に過ぎざる法規のみを取扱ひ此の意味の法律學を以て獨立的に法律現象を說明するに足るとなすの謬あり云々法律として「上部の孔より事件を押入して下部の孔より判決を抽出す自動機械」たらしむることなく實際生活の法則たる「活きたる法律」を研究適用せざるべからずと云ふを此の傾向の大趣旨とす、自ら名けて「社會法學」と云ふ云々又法律の本質を論ずるに當り、道德的規範も法律的規範も同じく個人的法界にあらずして社會的法界なり、法律とは社會生活の規範が社會力殊に公權力に依り强行せらるゝものを云ふ」と斷定し其の他博士の創見極めて多い。

三、法律の解釋、法律の適用は社會本位にならねばならぬ、現代に於ては此の種の著作に依つて吾々の思考を一新しなければならぬ。

四、監獄法規の解釋、適用は新しい思想に依つて建て直さねばならぬものは甚だ多いやうに思ふ、此の著作を一讀して過去現在を考へて見れば思ひ當ることがある、依つて茲に、博士勞作に成る著述の概要を紹介する次第である。

(K T 生)

佛、白、獨、墺、米に於ける刑事事業の近況

谷田生

佛白

回刑罰制度の改正 佛國では一九一九年七月一日の法律を以て刑事訴訟法第八十條に一項を追加し新に裁判官の訊問に答へざる罪を定めた。其罪は「何人ト雖モ重罪又ハ輕罪ニ該ル事件ヲ官ニ告發シ自ラ其犯人又ハ共犯人ヲ知ル旨ヲ明言シタル後豫審判事ノ訊問ニ對シ應答ヲ肯セサル者ハ六日以上一年以下ノ輕禁錮及ヒ百「フラン」以上二千「フラン」以下ノ罰金ニ處シ又ハ右二刑ノ中其一ニ處ス」と云ふのである。次には罰金の增額である。佛國政府は二三年來貨幣の價格暴落と一般の收入增加とに鑑み、刑罰法令に定あたる罰金の額を增加せんことを企てつゝありしが、終に昨一九二〇年六月二十五日の法律を以て此の計劃を實施した。之に依れば罰金は一躍して舊來の法定額の三倍に上るのである。

又最近の報道に依れば、佛國の下院議員ルイ、ロルラン氏外數名より刑の執行猶豫法の改正案を同國下院に提出したと云ふことである。該改正案の趣意は、現行法に於ける執行猶豫の範圍を擴めて附加刑にも之を及ぼし、尙執行猶豫の言渡ありたる場合には、有罪の判決を受刑名簿の謄本に記載せしめないことに改めんとするのである。由來佛國に於ては受刑名簿の謄本が身分竝に履歷の證明書として使用せらる

丶一般の慣習があつて、被雇人求職者は之を雇主に提出しなければならぬのであるから、之に受刑の記載をするとせざるとは、人の信用に重大の關係があるのである。

◎監獄分類法の改正　佛國では一九二〇年二月六日の勅令を以て地方監獄（禁錮監、拘留監、拘置監を包含す）の官制を改め從來の區分を廢し、新に左の如き監獄の分類を定めた。

第一種（大監獄と稱す）

第二種（小監獄と稱す）
- 甲號　收容人員三十人以上のもの
- 乙號　收容人員十一人以上三十人未滿のもの
- 丙號　收容人員十一人未滿のもの

右の內で第一種に屬するものはセーヌ縣所在の四監獄、其の他の縣に在るもの九箇所、第二種の內甲號に屬すべきもの六十八箇所、乙號に屬すべきもの百九箇所、丙號に屬すべきもの百八十二箇所である。此の分類法は一九二〇年一月一日より向ふ五年間に限り效力を有する期限附のものである。抑々佛國政府が斯くの如き改正を企てた所以のものは、主として司獄官の俸給標準を定めんとするにある。乃ち同國では在勤地の何處なるやを標準とする外尙監獄の種類に依りて等級を定め、其の等級に從ひ俸給を定むる制度であるから、監獄の種類分けが重き意味を有するのである。因みに言ふ佛國に於ても第二種に屬する小監獄の取扱には種々弊害あるのみならず、經濟其の他の關係上維持經營困難なる爲、之れが管理を憲兵隊に委託せんとし屢々陸軍省に交涉するも陸軍省に於て容易に承諾せぬと云ふことである。

◎監獄事業の近況　戰爭當時には一時在監者激減し監獄は殆んど空虛の狀を呈したが、平和克復後犯罪者の漸次增加するに伴ひ、今や監獄は再び舊態に復し場所に依りては却て戰前に比し增加するに至つた。然るに監獄の作業は兎角經營困難で成績の見るべきものがない。爲に最近議會へ提出の豫算には前年度より就役費を減ぜなければならぬ狀況となつた。此の事は勘からず議員の注意を惹き監獄の作業事務に對する非難の聲が盛に起つた。又在監者の書籍看讀に付ても監獄の取扱に關し不備の點多々あることを指摘せられ、監獄當局者が百方辯解を試みても容易に議員の諒解を得るとの出來ない有樣である。夫れかあらぬか本年度の豫算は議會に於て審議の末遂に職員の俸給其の他の項目に於ても削減を被る不幸を見たのである。

◎佛國監獄協會　佛國監獄界の指導者たる監獄協會は戰前と異る所なく相變らず活動しつゝある。最近到着せる同協會の機關雜誌を見るに、同會每月の例會で討論問題となつて居るは「警察機關を如何に改良すべき乎」と云ふ題目であつて、之に關し斯道の大家が囘を重ねて互に意見を交換して審議研究を盡して居る。雜誌は可なり材料も豐富で、以前の通り斯界第一流の出版物たる面目を保持して居るのは

誠に喜ぶべき所である。

◎白國高等監獄會議の新設　白國では一九二〇年六月十三日の勅令を以て高等監獄會議を新設した。其の委員は十五名以下とし任期は四年で國王が之を任命することになつて居る。此の會は佛國の高等監獄會議に倣ひて設けられたものであるが、其の之を設くるに至つた表面の理由は監獄事務に付て司法大臣に有力なる諮問機關を附與すると云ふに在るけれども、其の實尙ほ重大の理由が伏在して居るのである。夫れは他ではない、白國獄政一新の氣運が熟したことである。此のことは政府で發表した所の司法大臣から國王に宛た上書に依りて看取することが出來る。由來、白國は歐洲に於ける監獄改良の卒先者で、同時に又獨居制の本山たる名譽を荷ふて居る國で、今より十二三年前に改正した監獄にも其の第一條に我邦は獨居制を採る旨を特筆大書して獨居制に對する忠實を誓つて居るのであるが、時勢の變遷學術の進步は長く獨居制を固守するを許さず、近

頃になりて司法大臣ウアンデルヴエルド氏は獨居制を改造するの必要を認め其の意見を國王に上つて居る。斯る意見は獨りヴアンデルヴエルド氏のみならず全國の有力なる學者實務家も獨居制のみでは到底治らぬことを覺るに至つた。此の新に設けられた高等監獄會議の如きも蓋し輿論の名に於て新思想の實行を圖らんとするものに外ならぬと思はれる。

回學校の新設機關雜誌の創刊　白國では近頃犯罪者が非常に增したに拘はらず犯罪の檢擧が十分に行はれぬ。又裁判所に於て刑事被告人に對し無罪を言渡す數が非常に殖へた。茲に於て政府に於ては一方に警察機關の刷新を圖ると共に他の一方には裁判官、監獄官等の刑事に關する新智識を增進せしむる爲、一昨年來「犯罪學及警察學學校」と稱する講習所を設け、全國知名の刑事學者、裁判所、監獄警察等の實務家が教師となり刑事に關する必要科目を教授し、刑事學の研究に新生面を開くことゝなつた。（一昨年中は未だ試驗的の行方であつた　一昨年十月十五日の勅令を以て公式に學校を設立し其の經費も豫算に掲上せられた、昨一九二〇年に於ける經費は九萬四千フランである。

右の外白國司法省では本年一月から「刑法犯罪學及法醫學雜誌」と云ふ表題の月刊雜誌を發刊して大に斯界に雄飛せんことを期して居る。此の雜誌を見るに、其の發行事務所は裁判所内に置かれ司法省、の局長ボルゼルオフ氏之れが主幹者として署名し其の關係者には司法省、裁判所及大學の職員中名聲のある刑事家の殆んど總てを網羅して居る。記事内容も甚だ豐富であるから將來至大の好材料を供給することゝ思はれる。

墺　獨

回監獄の所管換　獨逸聯邦の内て普魯西と索遜とは古來監獄兩屬主義を採つてゐた。所謂兩屬主義とは監獄の一部分は司法省に屬し他の一部分は内務省の所轄に屬する制度てある。此の兩屬主義は理論上何等正當の理由なきのみならず、實際の適用に於ても非常な不利不便を醸しつゝあつたけれども、因襲の久しき之を整理することが出來なかつたのである。然るに大戰爭の結果機運俄かに一轉し、普魯西に於ては一九一八年四月一日から從來内務省の所管であつた監獄を司法省の所屬に移し爰に始て監獄統一の業を成就した。索遜も亦此の例に倣ひ内務所管の監獄を司法所管に移す計劃を立て將に之を實行せんとする運に到つた。（現時既に實行し了りしならん）之れは多年の懸案て今日此の事柄が解決せられたのは、獨逸監獄事業に取りて注目すべき現象と云はねばならぬ。

回普魯西に於ける行刑の緩和　普國に於ては一九一八年十二月十九日附司法大臣の訓令を以て監獄に於ける刑罰執行の上に於ける緩和法を規定した。其の内容は次の如きものてある。

（一）囚徒相互の交談は紀律に妨げなき限り之を許す。

（二）追加食として煙草の購入使用を許す。

（三）懲罰囚に對し每月一回發信及受信を許す。（從來の監獄則に依れば懲役囚は三月每に一回書信の發受を許せり）

（四）書籍看讀禁止の懲罰を廢す。

（五）施械の懲罰を廢す。

從來とても囚人間の交談は絕對に禁止したのてはない。實際に於ては紀律に害のない限り之を默認せる狀態てあつたのが今後は公然之を許すことゝいしたのてある。其の他の緩和法は孰れも時代思想の要求と戰爭後監獄の組織吏員等に於て、非常な變化が現はれた結果に出たものてある。

回獨逸監獄協會及監獄學雜誌　獨逸監獄協會は一八六四年の設立に係り獨逸を初め墺太利、匈牙利、瑞西の主要なる司獄官、司法官、刑事學者、免囚保護事業關係者竝に一般の有志者を網羅する發逸有數の學會てある。本會は監獄事業の改良獄達を圖るを以て目的とし、其の機關として「監獄學雜誌」を發行し學術上及實務上有益なる資材を供給する外

三年毎に總會を開き重要なる時事を討論決議し、監獄界を代表して輿論の開發に努め、斯界に貢獻したことは實に枚擧に遑ない程である。然るに戰爭の結果獨、墺、匈就れも國家の瓦解を招いた爲に本會も亦非常の打撃を被りて多數の會員を失ひ、會費の收入も從て激減し殆んど維持困難を感ずるに至つた。併しながら堅忍なる獨逸の司獄官は、此の難局に處して尙其勇氣を失はず、依然孤壘を死守して奮闘してゐる會長シユワンドネル氏は平和克復後始めて出した雜誌の卷頭に次の言葉を載せてゐる『我等の協會雜誌は印刷費が高む爲め向後は年に一回より發刊することが出來ぬ、先年會ハンブルグの總會の席で、或人が戲れに我協會の雜誌はモット薄くなればよいと言ふたとがあつたが、夫れが今日事實となつて現はれた譯である。此の雜誌が元の樣に厚くなるには戰爭の結果離散した會員の埋合となるべき新會員が加入して來なければならぬ。私は飽迄も新會員の募集に努力したいと思ふ。吾が會員が各一人宛でも新會員を招來する覺悟で盡力して呉れたなれば、私の願は實現せらるゝに相違ない。我會に踏み止つて忠實を表して呉れた會員諸君殊に又本誌の編纂の爲に協力せらるゝ忠實なる同僚諸君には滿腔の誠意を以て敬意を表する。我等は今後一致協力して互に扶け合ひ「斃れて後已まん」の意氣を以て相共に奬勵して行きたいのである』。一讀凄愴の情に絶えぬ併し其の雜誌を見るに、是迄程の精彩はないが、相變らず眞面目で有益な記事論說が掲げられてあつて、此にも獨逸人の本色が歷々と現はれて居る、殊に會長シユワンドネル氏の奮闘振りは眞に敬服に値する。

㊀墺太利の新立法　帝國瓦解後墺太利政府が發布した刑事法令は其の數尠くないが、中に就て注目すべき二つの法令を紹介することゝする。

一つは一九一九年一月二十五日の少年裁判所設置法である。此の法律は表題にも現はしてある通り少年保護法及び少年刑法が發布せらるゝ迄の間一時過渡法として行はるゝものである。而して本法の主眼とする所は少年の刑事々件は後見事務を取扱ふ判事をして擔當せしめ其の事務の分配等は司法大臣の命令を以て之を定むることを得と言ふに在るので、結局戰爭前獨逸に行はれて居た少年裁判所の形式を採つたものに過ぎない。

次に紹介するのは一九一九年二月四日の刑期通算法である。此法律は戰爭以後、食糧不充分の爲に監獄の囚人に對して或は規定の食量を給せず、又は非常に粗惡な食物を給した其代りに、刑期の上で補償を與へんとする趣意に出たものである。其の方法は事實上二日の執行を三日間執行したものとして數へるのである。是より先き墺太利では一八七二年の法律に依り二日間晝夜を通して獨居拘禁を繼續した者は三日間執行したものと見做すと云ふ規定があるから、新法の適用上二日間獨居拘禁の執行を終へた者は、四日の執行を了へたことゝなる。但此の規定は刑期三月以上の者に限り適用せられ、又此の法律を適用した爲に三月を下るを許さずとの制限を附せられてある。是れは表向きの理由となつて居る通り食物の粗惡若くは不足に對する代償の意味を有するは勿論であるが、其の外にも國家が囚人の給養に困り果て一日も早く出獄せしめたいと云ふ趣意も亦確かに立法の一理由となつて居ることを想像するに足るものがある。

米國

㊀犯罪人定型に就ての新研究　千八百七十年代に伊太利のロンブロゾ教授が犯罪人の身體には一定の特徴があつて普通人と識別することが出來るといふ說を唱へ出してから、所謂犯罪人定型の有無が學者實務家の大問題となり、甲論乙駁、殆んと底止する所を知らざる有樣であつたが、今より七年前の一九一三年に英國の監獄醫ゴーリング氏が「英國の懲役囚」と題する報告書を公にし、監獄に於ける多年の研究に基いて犯罪人のみに存する特徴は到底之を認むることの出來ない所以を統計的に立證して

以來、ロンブローゾ教授の犯罪人定型説は大に其勢力を失ふに至つたのであるが、先年來米國イリナイ州の監獄取調會に於ても同國の犯罪學者ヘルマン、アドラー氏の指導の下に此論題に就て特殊の調査を遂げ、此頃其成績を發表した。ゴーリング氏の調書は一面に學士、兵士、在院患者等に就て普通人の身體檢査を行ひ、他の一面には英國の懲役監に在る囚人の身體檢査を行ひ、双方檢査の結果を對照比較して見ると云ふ仕方であつたが、アドラー氏の行方は普通人側の檢査材料を米國より海外に派遣せらるゝ軍隊の兵士無慮百七十萬人に取り、犯罪人側の檢査材料はイリナイ州の懲役囚千六百五十人に取つたのである。檢査の結果受驗者を上中下の階級に分けたが双方を通して最下級の者が四五パーセント、最上級の者が四〇パーセントて、犯罪人に專屬する特徴と認むべきものはなく、結局ゴーリング氏の研究と同一の結果を得たのである。而して茲に注意すべきは監獄に在る囚人の方では下級者が十六パーセントで、軍隊では二十五パーセント即ち監獄の方が軍隊よりは精神的發達に於て進んで居ることを證據立てた。囚人の罪質の上から見れば詐僞其他の財産罪を犯した者には比較的優良者が多く、性慾罪を犯した者には比較的劣等者が多い。刑期の上から見れば短期囚には平均級の者が最も多く長期囚には平均以上の優良者と平均以下の劣等者とが多いけれども全體に於ては劣等者が多數を占めて居る。又犯數の上から見れば前科者は初犯者に比し、劣等者の多きこと二分の一、優良者の多きこと約二倍に上る。少年監獄に於ける調査の結果も略ぼ同樣であるが此處では軍隊との比較上監獄の方に劣等者が多いことになつて居る。前記海外派遣隊は米國のあらゆる部屬階級及人種を網羅し、恰も平均標準を示すものであるから、監獄の囚人が派遣隊より優れて居るとすれば、犯罪人は決して劣等であると言ふことは出來ない譯である。

談話室



馬鹿にしてかゝる態度を改めよ

予は看守諸君と語る（四六）

典獄 有馬四郎助

我が親愛なる看守諸君、

時勢に伴ひ吾人司獄官の態度にして、改む可きもの一二にして足らずと雖ども、在監人を馬鹿にしてかゝる態度の如きは、其最も急なるものゝ一たらずんば非ず、然るに實際を顧みれば、未だ此態度の如何に時代後れなるかに氣付かざるものゝ如く、寧ろ之を以て老練を裝ふ唯一の具と爲すの觀なきにすら非らざる也、往時は兎に角現時猶ほ此の如きに至つては其陋や眞に愍む可しと雖ども、亦た因襲の久き餘勢の然らしむる所たるを知らば、是れ豈に吾人當面の鑑戒たるに於て餘師なしとせんや。

惟ふに威壓を以て治獄の必要手段とせし舊時代の要求が、自然に司獄官をして尊大驕傲の態度に陷らしめしは、實に是れ餘儀なき次第と云はざる可らず、何となれば役目が役目だけに、殊更に言貌を荒らげ鬼面を被らざれば、芝居の打てざるが道理なれば也、故に恰かも彼の檢事に檢事タイプなる一種の風丰の存する如く、司獄官にも亦た獄吏タイプなる一種の型を、見るに至りたるも强ち理由なきことに非ず、有體に云へば當時の司獄官には、鐵腕を有する劍客や、力士の如き腕力家や、若くは又たブルドッグ式顏面所有者のみを以て充たせしも、蓋し時代の要求此に存したれば也、而して溫厚の君子卽ち今日の所謂紳士的人格者の如きは、却つて不適任者と認められ尠くも歡迎を受けざりしは、爭ふ可らざる事實なりしが故に、勢ひ司獄官の態度は一般に粗暴の風を爲すに至り、毫も自ら怪まざるのみならず、寧

ろ之を以て誇りと爲したるも必然の成行とや云はん、斯くて在監人自身も亦た之に甘んじて、常に泣寝入りの狀態たりしは人皆な知る所とす。

今や人智は啓け社會は進歩せり、無自覺なる低級の人民は醒めて、威力や權力のみにては治まらざる時代となれり、此秋に方り尙ほ舊時代の鬼面的筆法を以て、彼等を馬鹿にしてかゝるが如きは、甚しき時代錯誤たるを免がれず、而して斯かる司獄官に由りて我が刑法の新理想なる、良市民を造らんとするは恰かも是れ木に緣りて魚を求むるの類也、而かも猶ほ舊習改むる能はず依然として舊阿蒙たるに安んずるは、無神經か將た腑甲斐なしか吾人之を知らず吾人は唯だ茲に大なる反省と發奮の必要を痛感せずんば非らざる也。

凡そ人を馬鹿にしてかゝる程不德の罪の大なるは非ず、或は之を以て己れの偉大と聰明を、衒はんとする者なきに非ずと雖も、而かも是等は感違ひの甚しきものにして、唯だ愚者好んで之を爲すも識者の決して爲ざる所也、卽ち知る可し賢者の賢なる所以は、自ら謙りて他を馬鹿にせざる態度にあることを、又た斯の如きは甚しく他の自尊心を毀傷するが故に、人をして自暴自棄に陷らしめずんば止まず、要するに在監人を馬鹿にしてかゝるは、決して司獄官の威嚴を保ち尊敬を受くる所以に非ずして、反つて彼等の嘲笑侮蔑を招くの基いたる也、今日の在監人が其思想に於て、見識に於て昔日と同一の程度に非らざるは瞭々の辯を要せざる所、殊に近時書籍看讀の便宜を加へ之を奬勵する爲めに、其學力動もすれば司獄官の右に出でずとも云ひ難し、若し夫れ聊かにても斯かる傾向あるに拘はらず、猶ほ徒らに尊大驕傲を以て得々たるの態度あらんには、そは時代を解するの能力に於て、甚だしき疑ひありと云ふ可らずや。

人を馬鹿にしてかゝれば馬鹿となり、悧巧にしてかゝれば悧巧となるの道理は、心理學上承認せらるゝ所にして、而して又た吾人實驗が常に證明する事實也、此點よりするも行刑官が在監者を馬鹿にしてかゝるは、不都合千萬にして苟くも感化歸善を其目的と爲す以上は、當さに是れ一大禁物と云はずんばある可らず、然るにも拘はらず尙ほ從來の舊習に馴み、在監者を一概に劣等視して侮蔑的處遇を爲すを當然とし、頭から馬鹿にしたる言葉を以て傲然として彼等に臨まば、彼等は亦た自ら卑下して、劣等人たらざらんとするも能はざる運命に置かれたるものに非ずや、若し果して然らんには現今の如き思想劇變の場合、殊に人格尊重の時代に及んでは、到底是れ認容せられ得可き態度にては非らざる也。

古來兵を語る者皆な曰ふ、敵を侮れば必ず敗ると至言と云ふ可し、在監人に對しても亦た然り、素より彼等に對し何等慮する所あらずと雖ども、然かも慮せざる者亦た必ず愼む所なくんばある可らず、然らざれば則ち思はざる不覺を取り、處遇上大なる手違ひを生ずること、毫も兵家の言に異ならざる也、或は俗間高飛車的とか又は高壓的とか唱へ、時に此態度手段に依りて奇功を奏する場合もなきに非ず、然れ共是等は所謂權道にして正道に非ず、若し之を以て常道となさば必ずや大なる悔ひを遺すは論なし。

成功ある司獄官としては須らく先づ信望を有せざる可らず、信望なければ如何に善制美法を以てするも、完全の效果は收め難き也、然るに信望は威壓より來るものに非ずして、卽ち悅服より來るものとせば、宜しく其言行を愼み敬愛の心を以て何處迄も我が同胞としての待遇を爲すの必要あるを見る可し、彼の徒らに己れの尊嚴を保たんとして、殊更に聲を大にし言を壯にして、自ら偉らぶる態度の如き、在監者は之に對し一種の滑稽味を感ずるの外、何等畏敬の念を起さざる可きは明か也、而して是等の狂態が到底今日の時勢に適す可きに非らざるは、識者を待て後ち知る可きに非ず。

今や百事改造の氣運に際會し、獨り監獄界のみ依然として舊弊に囚はれ居る場合に非らざる可し、吾人は以上論じ來りたる舊習打破を以て、實に今日の急務と爲す者也、幸に讀者諸君の同感同情を得ば本懷眞に之に過ぎざる也。

隨感隨記

中老吏

一

時と所の如何を問はず、眞面目であると云ふことは、常に賞美すべきことであり、不眞面目であると云ふことは常に唾棄すべきことである。眞面目なれとの要求、眞面目なれとの命令の前には、常に謹て敬意を拂ひ心より服從の意を表せずには居られない近時社會の諸方面を見ると隨分不眞面目の事が多い殊に政治敎育の方面に於て著しい、併し茲に之を論ずるは、本誌の目的でないから差控ゆることにするが、職に司獄の官に在る者に此惡風潮の傳播せざることを切望する次第である。

二

「士の能く大名を享け當世に顯るゝ者、先達の士の天下の望みを負ふもの、之れが前を爲すことあらざるなく、士の能く休光を垂れ後世を照らす者は亦後進の士、天下の望みを負ふ者、之れが後を爲すことあらざるなし、之れが前を爲すことなくんば美と雖も彰れず、之れが後を爲すことなくんば盛と雖も傳はらず、是の二人の者は未だ始より相須たすんばあらざるなり」とは韓退之の所謂先輩後進論である。先輩の士は後進を引立て、後進の士は又先輩を推戴して赫々の光を爲さしむるに於ては高材逸足の後進も亦威々の窮に處せずして天才を發輝することが出來るのである。只人道の漸く顧みられずして、情義日に衰ふるの今日、先輩は儼然として後進に諮み、後進又冷靜侮蔑を以て之れを迎ふるに於ては、纔ては兩者の間に憎惡敵視排擠の巨溝が設けらるゝことゝなる、予は近時盛位に赫々の光ある唯一の先輩を喪ひ、特に此感を深ふして居る。

三

隨筆は露店に於ける古道具の如く常に斷片零細にして何等の價値なく、將又縁日の風船玉の如く徒にフクラがして其場を塞ぐに止まり、毫も現代の文化に貢獻せず、又能く公益を裨補するが如き大業のものにあらず、只誌面の埋草として又は句切り目のカットとして編輯部より要求せらるゝ故に書き立つるに過ぎざれば恰も小包に挿込む鉋屑に異ならず、從つて經國の大業不朽の盛事たる名論卓說は之を他の天地に求めざる可からざると共に隨筆の前途は洵に心細き次第にして生存權の叫びも甚だ力なきものと云ふべし。

四

山陽の性行閑雲野鶴の如く或年春風駘蕩櫻花爛熳たるの候、瓢を携へ妓を擁して華頂山樓門下に遊ぶ酔興の餘妓の紅筆を取て樓門の圖を畫き文を遣る『ふとん着て寢たる姿はそらめかし』の美文今尙人口に炙す、願くば大正の外史子を拉し來て此隨筆欄に陸離たる光彩を放たしめんか。



彙報

◇巡査看守退隱料竝遺族扶助料法中改正の件

前回議會開會に際し元巡査小田高次外六名、同安立增彌外二十一名、同巡査田村澤太郎外十五名より三通の請願が衆議院議長宛に提出せられたり。三通共同樣退隱料並遺族扶助料增額の請願にして、巡査看守の退隱料竝に遺族扶助料の給與に關して、は同一の勤勞に服したる者に對し、退職時期の新古に依り給額に厚薄あるは其當を得たるものにあらず、又近時諸物價の昂騰は退隱料扶助料等に依り生活する者に對する脅威甚しきものあるを以て給與方法に前後の等差なく、且時勢に適應したる相當額の增給ありたしと謂ふにあり。

乍然右請願の趣旨は昨年七月法律第十號に依り增加率を高められたるを以てこの請願の目的は達せられたるものと認められその儘留保さる。而して今回司法內務兩大臣の發議により左記法律案閣議に附せられ、今回議會に提出せらるることとなるべし。

法律案

巡査看守退隱料及遺族扶助料法中左ノ通改正ス

第三條中「後ノ勤續年數ニ付第一條ニ依リ」ヲ「前後ノ勤續年數ヲ通算シタル年數及後ノ退職當時ニ於ケル月俸ニ付第一條第二項ニ依リ」ニ改ム

附則

本法ハ大正十年四月一日ヨリ之ニ施行ス

理由

巡査看守退隱料及遺族扶助料法第三條ニ依ル退隱料支給ノ方法ハ不均衡ヲ生スル場合アルヲ以テ本法改正ノ必要ヲ認ムルヲ以テ本案ヲ提出スル所以ナリ

◇司法省所管內國旅費規則中改正

去二月十八日附を以て內國旅費規則中左の通改正し大正十年一月一日以降の旅行には之を適用さるゝ旨訓令あり。

第二表ノ內（外國旅費額）ノ附記三中「通行稅及舟船賃ヲ含ム」ヲ「通行稅、舟船賃、棧橋賃、棄臺料及普通運賃ノ外別ニ食費ヲ要スル場合ニ於テハ夕食及朝食ニ對スル所定ノ料金ヲ含ム」ニ改ム

◇山口職員家族婦人會

少々舊聞に屬すれども乍延引折角の通信なればこゝに報道することとせん、去一月十六日同監獄俱樂部に於て例會初會を催す。先山川典獄勅語を捧讀し後一場の訓話をなす。次て茶菓を饗し、餘興の福引浪花節等に歡を盡して散會せりと、因に本會は會員相互の親睦と修養をはかる外、共濟の目的のためには種々の施設をなし、「平和函」を製して貯金を奬勵しつゝあり。

◇函館通信

函館獄監にては去三月三日恰も　皇太子殿下の御渡歐御出發日に際せるを以て同監獄屋山典獄は在監者一同を臨時總集し今回御外遊の御趣旨に關し一般に徹底せしむべく訓話をなしたり。

◇監獄事故

◇在監者の逃走

監視外に囚人を置きたるに垂木の不始末から

本年二月五日午後四時過ぎ、沖繩監獄平良出張所拘留置監廊下に出役中の未成年囚一名逃走したるも翌日逮捕せらる。逃走の原因は(一)擔當看守が他の看守の立會なきにも拘らず、囚人を殘し置きたる儘、他の方面に立越したると、(二)監房の前庭に垂木を放置し取片付を怠りたる爲め、外塀踰越の用に供せられたるとに在るものの如し。

戒具に便所の扉に氣を付けざるため

三月九日午後十時五分頃十勝監獄釧路分監の未成年囚二名を函館監獄へ押送の途中、內一名は鄉里附近へ差掛りたる爲め地理に通ずると、鐵路上り勾配にて徐行中なるより、遽に非謀を企て、汽車窓より逃走したるが、卽日逮捕せらる。逃走の原因は、(一)戒護看守が囚人の行厠に付手錠を外しやりながら、

監視を怠りし爲め、行厠中に捕繩の結び目を帶と共に前へ廻し之を弛めて容易に脫却するを得せしめたると、(二)便所扉に注意を缺きたる爲め、內より扉を閉ぢ窓より飛び出すの餘裕を與へたるとによる。

豫審廷の出口で捕繩を手に把る間に

二月二十八日午後六時三十分名古屋監獄岡崎分監刑事被告人一名が、名古屋地方裁判所岡崎支部の豫審廷より退出する間際に脫走したるが、同日張込みの巡査看守に逮捕せらる。逃走の原因は、戒具を施したるに油斷して、捕繩を把ることを忽諸にしたるに在るものの如し。

◇受刑者の自殺

配食加勢の看守に發見さる

大分監獄無期懲役囚一名自殺の廉あるため豫ねて手錠を施し警戒中のところ、二月二十七日看守巡回の際に乘じ、床上約三尺五寸の箇所にある窓格子に褌を掛け、兩端を結合して環狀とし、之に首を挿し入れ二回身體を廻轉して頸部を緊迫し、兩足を縮めて坐し、縊死を遂ぐ。看守の巡回は一時間二回なりしを以て、斯の如き機會を捉ふること容易なりしに因るものなるべし。縊死の事實は、晝食時配食等加勢のため來合せたる看守の爲めに發見さる。

編輯餘言

編輯部より申上ます。次の條項に相當する如き御投稿は御遠慮下さる樣お願ひ致します。

(一) 餘りに露骨なる政治批評

(二) 人の人格上に關する毀譽褒貶を記せるもの

(三) 藝術的價値に乏しき隨筆的文章

而してなるべく實務に關する考究やうのもので、實際に參考となるものを歡迎いたします。

贈與金

本會々則第十一條第一項第三號乃至第五號に依り放長野監獄看守齋藤信貞氏遺族外三十七名に對し、退職贈與金として金拾四圓以下の金員を二月二十三日附を以て元管轄典獄を經由交附したり。

地方部長囑託

今回公州監獄典獄に任命せられたる岡友道氏に對し公州地方部長を囑託せり。

二月三月　茶話會

去月十九日午後二時茶話會例會を催す。今回は藤田式息心調和術主唱者藤田靈齋氏を聘して講演を聞く。氏は氏が年來主張せらるゝ「腹ふくらしの法」につき、從來より余り人々は「頭」を中心にしたことが時代の病弊なりとして「腹」を中心に先づ腹を改造することより始めねばならぬと「腹の哲學」を宣傳し、殊に犯罪人を改過遷善せしむるには、この腹の改造を外にしてはならぬと最近川越分監に於て實地調査したる實證により、益々確信を得たる旨を講演せらる。出席者は山本作藏、手島政次、辻義達、佐藤吉郎、北爪秀太郎、扇谷與三、澁間德三郎、土屋孝三、菊池寅次郎、里誠一、高野常次、土川種次郎、村田巖彦、大岡純雅、藤井惠照、保谷牛曹、尾原靜乘、西鄕民吉、武田慧宏、渡邊武太、村瀨隆寺、西坂忠次郎、大竹匡一、鈴木文治郎、大場彥一郎、團屋彌、志賀野利兵衞、重松招雪、中島利吉、林淨圓、齋藤敏二、小澤義親、林定弘、行定形治、大和熊次郎、太田界亮、川茂啓然、野口權平、高橋國義、岡毅羽柴瑪之助、小山瀧藏、河野純孝、正田嘉吉、河邊滋然、双木文四郎、藤井藤藏、岡本隆成、大島市三郎、和田若雄、齋藤涉、大山仲次郎、印南金次郎、梅山昌三、宮路高吉根本顯太郎、雜賀嘉吉、瀨藤義三、生田一雄、立崎光、古矢嘉助、永井寬、天野光太郎、保阪鐵之助、富樫源治、奧川兵次、末光榮平、藤井義悔、永井藤太郎、白井勇松

椹名通藏、坪井直彥、有馬酉郎助、河村善金、北島良吉、谷田三郎、

去三月十二日午後二時より三月例會を開く文學士中村古峽氏を聘し「大本教の學理的批判」の講演を聞く。云ふ迄もなく大本教の批判につきては天下一品の稱ある同氏のことて論據堂々として根底より駁正批判を加へられたることは聽衆を大いに滿足せしめたり。即大本教の虎の卷たる「御筆先」の中に眞僞二種類あることより內容の下なきこと、又「鎭魂歸神」は一種低級なる催眠に外ならざることを平易にしかも明確に論述せらる。休憩の後催眠の實驗あり、被驗者を用ひて、筋肉運動から視覺、味覺、聽覺、觸覺、嗅覺、の錯誤、記憶、人格轉換等につき興味ある實驗を演ぜらる。加藤清正の虎退治、春野の摘草、月桂冠のラッパ飲み追分尺八の合奏など喜劇已上の可笑味なりき。出席者は、練習生の外に、新井軍治郎、土倉是空、今井彥太郎、長櫛梅治郎、豐田勇、長田清、物江雪記、青木鍵治、鈴木正親、辻義達、伊藤直、牛澤元三郎、河邊滋然、齋藤敏二、指田和郎、石田石太郎、大木磯太郎、花坂四郎、番場鐵

松、吉岡修三、上野泰吉、和田岩雄、富松聖治、加藤泰忠、生田一雄、津久井作司、印南金次郎、橋典仁、藤井藤藏、淺間德三郎、林定弘、扇谷與三、梶間幾次郎、岡見數馬、濱水玄廸、君塚庄次郎、根本顯太郎、瀨藤義三、高橋惣平、羽柴瑪之助、長谷川鐵太郎、山下久市郎、伊藤庄作、島田作祐、長谷川玉三郎、祖慶實順、本多波之助、岡本浦吉、日下智性、永井梅吉、池上清作、十河政之、細田諒象、藤井惠照、太田卯八、荻原濱平、五島民治郎、小澤傳藏、井上衆次、川島爲與吉、及木文四郎、寺門力藏、龍野善立、勝水淳行、黑誠一、武田慧宏、椎名通藏、大月義平二、松本一次、白井勇松、渡邊武直、寺崎勝治、坪井直彦、野口護造、有馬四郎助、辻敬助、松井和義、富田祐太郎、河村善益、豐島直通、北島良吉

叙任

叙正七位

監獄醫（高知）小笠原圓齋
同（山口）齋藤管五郎
同（廣島）吉田還
各通　敎誨師（金澤）安藤義導
同（盛岡）神谷龍溪
同（松江）西元龍拳

叙従七位

典獄補（東京）河邊湛然
監醫（前橋）桑原寛一
同（松山）岡本英之
敎誨師（勝所）香川千巖
看守長（豐多摩）岩越義爲
同（豐多摩）今井決
各通　同（巢鴨）戸田喜太郎
同（十勝）武田又市
同（高松）篠原德二郎
同（金澤）山崎千吉
同（松江）前川德太郎
同（松江）高木安次郎
同（宇都宮）國清市太郎

叙正八位

敎誨師（松山）本多義圓
同（高知）毛利昇道
同（大分）黑瀨知圓
同（函館）藤井智鑑

叙従八位

任看守長
給九級俸　靜岡監獄看守　石川猪太郎
給六級俸　東京監獄勤務ヲ命ス　看守長（札幌）水谷孝三郎

編輯室より

□帝都の關門中央停車場の樓上に白晝大膽なる殺人があるかと思へば、東海道急行列車中に周圍人なき處惡が敢行されると云ふ恐ろしい世中だ、東京市でも滿州でもその他所謂「疑獄事件」つて奴が、檢事局とかの活動によつて、徒らに三面に初號見出しを現出せしめてゐる。「世紀末」——もかくやと思はるゝ暗い恐怖に世界が戰いてゐる樣子が見える。

□しかし是は我國ばかりではない海外からの報道によれば、紐育などの狀態は、「百鬼橫行」と云つた風な云ひ方も到底その實狀を云ひ表はす事は出來ないほどであると云ふ。流石は恐ろしい大膽な犯罪が敢行さるゝ事に於て有名な紐育にそんな「地獄」が現出されてゐるのかと濟ましてはゐられない。警察力が機能を發揮すればするほど、犯罪手段が巧妙になりゆく有樣は、かのキネマなどで見る。神出鬼沒な兇賊團の橫行を思はせる。かう云ふ工合であると氣の弱い者などは脅迫觀念に襲はれればならなくなる。

□あゝ陽春の好期よ——と讃歌を捧げる詩人は幸福である。殘季末法の世相かくも淺ましく厭ふしきもの哉と、いたづらに悲憤する傳道者は又或意味に於て自ら慰めらるゝところがある。

□然しわれ〳〵は、霞の衣にこれを覆ふて朗詠を謳ふべく余りにプラクチタル、サーピスを感じ過ぎる。又徒に涙と共に激論すべく余りに善後策を考慮し過ぎる。

（T生）

定價表	一冊（稅共）	金四拾錢
	六冊（稅共）	金壹圓貳拾錢
	十二冊（稅共）	金貳圓四拾錢

廣告料	五號活字半段	一行	金壹圓
	一等一頁		金五拾圓
	二等一頁		金四拾圓
	普通一頁		金三拾圓

注文規定
▼御注文はすべて前金のこと
▼御送金は郵便爲替ならば司法省郵便爲替取扱にて振込のこと、但成るべく振替を利用せられたし口座は東京貳五〇五九番監獄協會とすること
▼御注文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし

明治二十年二月廿六日第三種郵便物認可
大正十年三月二十三日印刷納本
大正十年三月二十五日發行

東京市牛込區市谷富久町六〇番地
發行兼編輯人　北島良吉
東京市四谷區愛住町二番地
印刷人　磯村政富
東京市神田區中猿樂町一七番地
印刷所　中外印刷株式會社
東京市麹町區西日比谷町一番地
電話新橋一三六八
發行所　監獄協會
東京市四谷區愛住町二番地
賣捌所　東京書院

前東京地方裁判所判事　北島良吉著

法窓隨筆

上製クロース、四六判二百二十頁
定價金壹圓

法曹界の眞相、司法官の心理は擧げて本書の中に展開描寫せらる。然らばその眞相やいかに、その心理やいかに請ふ、本書の閲讀によつて知悉せられよ。

第三版

（内容）

第一編「一年有半」――（司法官試補修習時代）
新聞屋の筆――難い裁判決案――獨身クラブ員――裁決如流――檢事代理の論告――官海游泳術――探偵苦心談等

第二編「淺學下聞集」――（皮肉洒脫の社會觀）
一寸八分――活動寫眞――大白主義――獨酌の法理等

第三編「常食養成誌」――（一流の食通料理觀）
（斑一）上の卷――中の卷――下の卷

第四編「三年不鳴」――（陪席判事時代）
二回試驗――飛行命令――役人臭――陪席論――名刺代理――無罪判事――明巢狙等

發行所　東京書院
東京市四谷區愛住町二番地
電番町四〇〇八振替東京七八九三